

|  |          |                    |            |           |           |            |  |
|--|----------|--------------------|------------|-----------|-----------|------------|--|
| 開議及び閉議<br>日時並びに<br>その宣告者   | 開議       | 令和6年 6月 6日午前10時00分 |            |           | 議長        | 岩澤 信       |  |
|  | 散会       | 令和6年 6月 6日午後 4時35分 |            |           | 議長        | 岩澤 信       |  |
| 出席及び欠席<br>議員の氏名<br><br>出席 24名<br>欠席 0名<br><br>凡例<br>○出席を示す<br>△欠席を示す<br>㊦公務欠席を<br>示す | 議席<br>番号 | 氏 名                | 出 欠<br>等の別 | 議席<br>番号  | 氏 名       | 出 欠<br>等の別 |  |
|  | 1        | 長 塚 美 雪            | ○          | 13        | 岩 澤 信     | ○          |  |
|  | 2        | 本 田 和 成            | ○          | 14        | 落 合 信 太 郎 | ○          |  |
|  | 3        | 岡 口 す み え          | ○          | 15        | 石 井 め ぐ み | ○          |  |
|  | 4        | 古 谷 貴 子            | ○          | 16        | 金 澤 克 仁   | ○          |  |
|  | 5        | 杉 山 尊 宣            | ○          | 17        | 細 谷 典 男   | ○          |  |
|  | 6        | 佐 野 太 一            | ○          | 18        | 山 野 井 隆   | ○          |  |
|  | 7        | 海 東 一 弘            | ○          | 19        | 染 谷 和 博   | ○          |  |
|  | 8        | 根 岸 裕 美 子          | ○          | 20        | 佐 藤 隆 治   | ○          |  |
|  | 9        | 久 保 田 真 澄          | ○          | 21        | 入 江 洋 一   | ○          |  |
|  | 10       | 鈴 木 三 男            | ○          | 22        | 赤 羽 直 一   | ○          |  |
|  | 11       | 関 川 翔              | ○          | 23        | 遠 山 智 恵 子 | ○          |  |
|  | 12       | 小 堤 修              | ○          | 24        | 加 増 充 子   | ○          |  |
| 職務のため議<br>場に出席した<br>議会事務局職<br>員の職氏名  | 事 務 局 長  | 前 野 拓              |            | 事 務 局 次 長 | 澤 部 慶     |            |  |

説明のため議場に出席した者の職氏名

|   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|----|
| 市 |   | 長 | 中 | 村 | 修  |
| 教 | 育 | 長 | 石 | 塚 | 康英 |
| 副 | 市 | 長 | 伊 | 藤 | 哲  |
| 副 | 市 | 長 | 黒 | 澤 | 伸行 |
| 総 | 務 | 部 | 吉 | 田 | 文彦 |
| 政 | 策 | 推 | 進 | 部 | 長  |
| 財 | 政 | 部 | 長 | 齋 | 藤  |
| 福 | 祉 | 部 | 長 | 田 | 中  |
| 健 | 康 | 増 | 進 | 部 | 長  |
| ま | ち | づ | く | り | 振  |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 野 | 口  |
| 都 | 市 | 整 | 備 | 部 | 長  |
| 教 | 育 | 部 | 長 | 渡 | 来  |
| 総 | 務 | 部 | 次 | 長 | 井  |
| 総 | 務 | 部 | 次 | 長 | 立  |
| 福 | 祉 | 部 | 次 | 長 | 野  |
| 健 | 康 | 増 | 進 | 部 | 次  |
| ま | ち | づ | く | り | 振  |
| 都 | 市 | 整 | 備 | 部 | 次  |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 石  |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 冢 | 幸  |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 齊 | 藤  |
| 市 | 民 | 協 | 働 | 課 | 長  |
| 市 | 民 | 課 | 長 | 松 | 崎  |
| 政 | 策 | 推 | 進 | 課 | 長  |
| 管 | 財 | 課 | 長 | 海 | 老  |
| 国 | 保 | 年 | 金 | 課 | 長  |
| 農 | 政 | 課 | 長 | 安 | 田  |
| 環 | 境 | 対 | 策 | 課 | 長  |
| 中 | 心 | 市 | 街 | 地 | 整  |
|   |   |   |   |   | 備  |
|   |   |   |   |   | 課  |
|   |   |   |   |   | 長  |
|   |   |   |   |   | 中  |
|   |   |   |   |   | 村  |
|   |   |   |   |   | 有  |
|   |   |   |   |   | 幸  |

|             |         |
|-------------|---------|
| 指 導 課 長     | 丸 山 信 彦 |
| 教育総合支援センター長 | 笠 井 博 貴 |
| 生涯学習課長      | 塚 本 豊 康 |
| 子ども青少年課長    | 長 塚 逸 人 |
| 社会福祉課副参事    | 根 本 真 人 |
| 区画整理課副参事    | 中 野 潤 一 |

速報版 ● 本校五

令和6年第2回取手市議会定例会議事日程（第3号）

令和6年6月6日（木）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ① 鈴木 三男 議員
- ② 関川 翔 議員
- ③ 山野井 隆 議員
- ④ 石井めぐみ 議員
- ⑤ 遠山智恵子 議員
- ⑥ 佐野 太一 議員
- ⑦ 落合信太郎 議員

会議に付した事件

日程第1 市政に関する一般質問

- ①鈴木 三男 議員
- ②関川 翔 議員
- ③山野井 隆 議員
- ④石井めぐみ 議員
- ⑤遠山智恵子 議員
- ⑥佐野 太一 議員
- ⑦落合信太郎 議員

## 議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 22 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。遅参届、佐野太一君から、看護のため遅参届が提出されています。また、赤羽直一君から、所用のため遅参届が提出されています。会議録署名議員となっております佐野太一君が遅参となりますので、海東一弘君を会議録署名議員に追加指名します。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

### 日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、鈴木三男君。

〔10 番 鈴木三男君登壇〕

○10 番（鈴木三男君） 皆さん、おはようございます。今日のトップバッター、創和会の鈴木三男でございます。通告に従い一般質問させていただきます。今回は教育について取り上げてみたいと思います。1 つ目はコミュニティ・スクールについて、2 つ目は取手市における不登校に関する支援等の状況についてです。コミュニティ・スクールについては昨日、小堤議員が、それから不登校に関しては初日に岡口議員が取り上げていたかと思うんですが、別の視点で今回取り上げてみたいと思います。その前に、石塚教育長、教育長への御就任おめでとうございませう。御就任のお祝いを定例会初日に申し上げる予定でしたが、一般質問の順序決定のくじ運が悪く、3 日目になってしまいました。さて、今年の 3 月まで取手西小学校の校長在任中は、児童生徒から慕われ、保護者からも人望の厚い方で、毎朝、児童生徒のスクールガードとして取手郵便局本局前で立哨されている姿が、つい昨日のように思い出されます。これからは取手市の教育長として、その手腕を存分に発揮していただきたいと思います。さて、教育は市民にとって重要なテーマであり、

議会としても深く関心を寄せております。教育については様々なテーマがある中で、今回はまずコミュニティ・スクールについてお尋ねいたします。コミュニティ・スクールは、学校で学ぶ子どもたちの学びや成長を地域ぐるみで支える仕組みと聞いております。コミュニティ・スクールの導入については、昨年は取手西小の校長として先頭に立って学校での取組を推進されたと聞いておりますが、今年度は教育長に就任され、今後どのような思いでコミュニティ・スクールを進めていかれるのか、その思い、所見をお伺いいたします。

〔10 番 鈴木三男君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） それでは、鈴木議員の御質問に答弁申し上げます。先ほどは過分なる御紹介いただきまして、どうもありがとうございます。私はこの3月まで校長として、たくさんの保護者、地域、企業の皆様などの御協力をいただきながら学校運営を行ってまいりました。鈴木議員さんにも、子どもたちの安全を見守るスクールガードとして、雨の日も風の日もお世話になったところでもあります。本当に心より感謝を申し上げます。2年間の在職中、保護者はもとより、地域の皆様とはたくさんのお話をさせていただきました。その際、どの方からも感じたことが、「子どもたちのためなら」という思いをどなたもお持ちであるということでした。子どもたちは保護者のみならず、地域の宝でもあります。地域の学校においてどのような子どもを育てていくのか、そのビジョンを共有し共に行動していただきたい、こうした思いから、取手西小学校では昨年度からコミュニティ・スクールを導入し、推進してまいりました。今年度からは、市内全ての小中学校においてコミュニティ・スクールを導入いたします。中村市長の掲げられている、こどもをまんなかにとの施策の一翼を担うものが、このコミュニティ・スクールであると考えており、本事業になお一層注力し、地域の方とともに子どもたちを育て、見守っていく体制を構築していきたいと考えています。私は子どもたちの笑顔が保護者の笑顔に、そしてその保護者たちの笑顔が地域の笑顔につながるものと確信しているところです。教育長に就任した今、このコミュニティ・スクール事業を軌道に乗せていきたいという思いを強く持っているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。少子化が進む中で、地域の方とともに子どもたちを育てていく、地域の宝である子どもたちを見守っていくということは、大変重要なことだと思っております。今、教育長の答弁を聞き、コミュニティ・スクール事業に対する強い思いが伝わってまいりました。それでは、コミュニティ・スクールについて、幾つかお聞きしていきたいと思っております。これまで私は、中央タウンの自治会や市政協力員としての活動を通じて、地域の実情や課題などに取り組んでまいりました。少子化は地区ごとに差はありますが、ほとんどの地区で子育て世代が年々減少し続ける中で、若い人も関わる学校という拠点を核にした地域活性化の一方策として、コミュニティ・スクールを実施していると思っておりますが、まずはその概要と現状について、答弁を求めます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） おはようございます。鈴木議員の御質問に御答弁させていただきます。コミュニティ・スクールは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定された、法定の協議組織でございます。学校運営協議会の設置した学校のことを、コミュニティ・スクールと呼んでおります。この学校運営協議会は、学校の教育目標やビジョンを学校と共有するとともに、教育委員会や校長に意見を述べることができる機関になります。協議会委員に、保護者・地域の方々・企業の方・地域団体の方に御参画いただき、学校支援等の協議を行っていきます。この取組を市で進めている理由としましては、これまでの学校には学校評議員を設置し、校長の求めに応じて学校の教育活動や地域との連携についての意見をいただいております。しかし今後、学校運営協議会を設置した学校は、これまでのように学校に意見を言うだけではなく、学校運営やその必要な支援について委員間で協議を行い、地域と学校が一体となって子どもを育む環境を構築していくこととなります。この協議会の主な機能としましては、学校長が提示し説明する学校運営基本方針、学校の教育目標やビジョンを承認すること。学校運営や教育活動についての現状を見ていただき、学校支援についてできることを協議し、併せて協議会で諮られた内容については、地域にも情報提供を行うこと。学校運営に関することや教職員の任用に関することについて、教育委員会に意見すること。この3つができるようになります。また、お尋ねいただきました現在の市内の整備状況は、この事業は令和4年度にスタートし、昨年度、市内7校で学校運営協議会を設置し様々な活動を行っております。さらに今年度は、市内市立学校20校全てに学校運営協議会を設置し、学校長の推薦により252名の学校運営協議会委員が4月に委嘱を受けまして、学校とともに活動を行っております。なお、茨城県内では令和5年5月1日現在で、県内の学校へのコミュニティ・スクールの導入率は39.7%となっております。その中で導入率100%の市町村は、土浦市、古賀市を含め6市町村のみとなっております。本年度全校で実施する取手市の取組は、先進的な取組といえると思います。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。昨年は市内7校、そして今年度からは市内全校の20校に学校運営協議会を設置していくということですが、学校とともに活動を行っていくということは、大変重要なことなんだろうと思います。そして、地域の方々が子どもたちのために積極的に関わり、地域と学校が一体となって子どもたちを育む環境を構築していくことは、とてもよい取組ではないでしょうか。まずは話合いの場ができ、学校と地域を結ぶ具体的な活動が広がっていったらよいと思います。この取組が3年目の取組になるということですが、この取組が具体的に変わった事例がありましたら教えてください。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） おはようございます。鈴木議員の御質問にご答弁申し上げ

げます。学校運営協議会の効果といたしまして期待できるものは3つございます。児童生徒については、学びや体験活動の充実、地域の担い手としての意識の向上が挙げられます。保護者・地域の方——お住まいの方につきましては、学びを地域ぐるみで支援できること。保護者や地域の人、学校の人との人間関係、人の輪が構築できることが挙げられます。学校といたしましては、地域の理解を得た学校運営——学校運営の支援が持続的に行える等の効果が考えられます。より具体的に、今年コミュニティ・スクール3年目を迎える山王小学校での成果では、同じく3つございます。1つ目は、山王公民館と小学校との連携事業になります。市内や地域の方が講師となって学年ごとの授業を行い、1・2年生を対象に紙飛行機の作成と飛ばし方を、3・4年生を対象に絵手紙作りを行ってございます。5・6年生は経験豊富な読み手による絵本の読み聞かせを行っております。各学級では、子どもたちが生き生きと外部の先生の講義に目を輝かせながら参加する姿が見て取れました。

成果の2つ目といたしましては、地域の住民の学校支援になります。アートの授業では、土器を作る際に使用する土の提供や、野焼きをする際にまきの提供、また、まき割りの協力等を協議会でできることを協議していただきながら、お手伝いをいただきました。このようにお手伝いいただくことで、今まで学校に来ていなかった地域の方も、山王小のイベントの焼き物を焼いた日には、多くの方に御参加いただいております。

3つ目は、地域の連携です。山王地区大運動会の実施に向けて、地区の方と運動会準備委員会をつくり、昨年、運動会を実施しました。具体的な課題を共有することで、活動の好循環が生まれてきております。これ以外の学校でも、地域の学校でどのような子どもを育てるのか、学校として何を実現していくのかというビジョンを委員とともに共有し、できることから、そのために支援体制の構築や調査研究に取り組んでおります。以上になります。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の御答弁では、様々な形で地域の方々が学校運営に携わっていることは非常に素晴らしいことだと思います。今年度は取手市全域でコミュニティ・スクールが広がっていくということですが、これだけ大がかりな仕組みを実施するためには、現場では様々な苦労があるのかなと思っております。その中で、市の教育委員会が各学校で実施するための支援体制について、お伺いいたします。どのような支援を行いコミュニティ・スクールを進めていくのか、今後のスケジュールについて、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 鈴木議員の御質問にご答弁申し上げます。市のこの事業への支援体制についての御質問ですが、市ではまず事業の内容を把握いただくための研修を実施しております。こちらの研修対象は、実際に活動いただく学校運営協議会の委員の方々と、コミュニティ・スクールの進め方について理解を深めていただいております。年内に4回の研修を開催し、まずはコミュニティ・スクールとはという基礎的なところから、その進め方、皆さんで議論をする際の熟議の仕方、学校評価等についても理解を深めてい

ただいております。研修の講師は、文部科学省のコミュニティ・スクールマイスターの安齋宏之先生に今年度も御指導いただいております。それに加えまして、校長会、教頭会、民生委員・児童委員、青少年の相談員、地区の住民の方、PTA教職員向けなど、コミュニティ・スクールに関わられる様々な方々の客体に丁寧に研修会を実施しまして、皆さんの関わり方について御理解いただいているところになります。さらに、人的には各校にCSコーディネーターを配置して、地域とのつなぎ役をお願いするとともに、今年度から各学校で開催される学校運営協議会の実施に当たって、元校長先生で構成される社会教育指導員の皆さんに、学校ごとに担当を決めて様々な支援を行っていただいております。運営協議会の進め方や通知やお便りの作り方、年間のスケジュールの管理の仕方、学校で指導するに――実施するに当たって必要な手続、ノウハウについても、情報提供と御指導をいただいております。またさらに、校長先生の心構えや地域との関わり方などについても御相談に乗っていただいております。この事業は――スケジュールになりますが、この事業は1年目は学校に地域や保護者と協議できる場ができ、話し合うことで信頼関係を構築します。2年目はそこで話し合われた内容が形になり、3年目はそれが自律的に動いていく、そんな形になればよいかと考えてございます。各学校がこの事業に取り組みやすくなるように、教育委員会として支援体制の充実を図ってまいりたいと考えてございます。以上になります。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。コミュニティ・スクールは、これまで行っている取組を計画的に段階的に拡充していくというような答弁でしたが、学校運営協議会委員に事業内容を把握していただくため研修会を実施するということですが、やはり委員のスキル向上に役立つものと思います。また、コミュニティ・スクールが市内全域に定着していくためには、やはり何といたっても地域の皆さん、保護者の皆さんの理解を得ることが大事かなと思います。さらに、先生方を含めて、関係者全員の信頼関係を構築していくことも非常に重要なのかなと思ひまして、今後もこのコミュニティ・スクールにしっかり取り組んでいただくようお願い申し上げまして、この質問を終わりにします。

続きまして、取手市における不登校に関する支援等の状況について質問させていただきます。文部科学省の調査によると、令和4年度における全国小中高等学校の不登校児童生徒は30万人を超え、小中学校だけ見ても29万人余りとなっております。このような状況は、不登校が児童生徒の学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立に対するリスクがあると考え、学校教育における大きな課題であると認識しております。こうした中で、学校に行きたいと思っているにもかかわらず、学校に行くことができない状態にある児童生徒は大勢おります。そして、先生方との関係、友達との関係、学習内容が分からないといったことが、不登校のきっかけになっているという調査結果もあります。不登校のきっかけには学校に関わることもあることから、学校は子どもたちにとって安心安全な場所なのか。教室に児童生徒の居場所はあるのか。学習内容は興味を持てるものになっているかということ、学校は、改めて問い直すことが求められているのではないのでしょうか。その上で、学校になじまない児童生徒については、学校としてどのように受入れをしていく

のかを検討し、なじまない要因の解消に努める必要があると私は考えております。そこで改めて、取手市における不登校に対する取組支援について御質問します。本市における不登校に対する捉え、方針について答弁を求めます。

○議長（岩澤 信君） 教育長。

石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 鈴木議員の御質問に答弁いたします。少子高齢化、国際化、そして情報化の進展など、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、児童生徒が抱える生徒指導上の諸課題の深刻化、中でも不登校児童生徒数が増加傾向にある状況は、社会の大きな問題であると、そのように捉えております。不登校に対する本市の捉え方や方針についてですが、不登校の状態とは、不登校児童生徒一人一人が自分に合った学びのスタイルを模索している状況であったり、自分自身を見詰め直す時期であるなど、その子なりの成長の過程、姿であると考えています。したがって、不登校児童生徒への対応に必要な視点とは、不登校とはどの児童生徒にも起こり得ることとして捉え、全ての児童生徒に対するきめ細やかな配慮や対応が必要であると捉えているところです。一方、不登校という状況が継続すること自体は、本人の進路や社会的自立のためには望ましいことではありません。児童生徒の自立をいかに促すかという視点を持って、適応指導など指導助言に努めていくことが必要だと考えております。具体的な取組については、この後、教育部長から説明申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 鈴木議員の御質問に、教育長の補足答弁をさせていただきます。不登校につきましては、一人一人が置かれている原因や背景が多岐にわたるものであり、ただ単に学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、正確な実態把握から、不登校児童生徒一人一人が個性を生かし、社会へと参加しつつ充実した人生を過ごすことができるか、社会的な自立に向けてどのように支援していくかを、不登校に係る基本的な考え方と捉えております。教育委員会では各学校と連携を図り、COCOLOプランに示された3つの視点、「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思っているときに学べる環境を整える」「心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する」「学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にする」、これを基本に具現化に努めております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。不登校の対応について、国の方針や子どもたちの置かれた状況をしっかりと把握した上で、支援や対応を進められているということはよく分かりました。各学校においては、先生方はどの子どもにも分かる授業、どの子どもにとっても面白い授業を心がけることで、学習意欲を高めたり、学級での自己存在感を感じられるようにしたりなど、子どもたちのために本当に日々尽力されていることは私も十分認識しております。このような状況においても不登校の問題が深刻化する中で、教育委員会として不登校の問題について、対応や支援のための強化の方策を考えていく必

要があるのではないかと考えております。そこで、本市における不登校児童生徒支援に対する取組について、御答弁を求めます。

○議長（岩澤 信君） 教育総合支援センター長、笠井博貴君。

○教育総合支援センター長（笠井博貴君） 鈴木議員の御質問に御答弁いたします。各学校は一人一人の子どもを主語とした魅力ある学校の実現を目指して取り組んでいるところでございます。そうした中、今年度、教育委員会では、これまで取組を進めてきたこと、また新たに取組を進めていくことを見える化した取手市不登校児童生徒支援構想を、令和6年3月に作成いたしました。構想については完成形のものではなく、今年度がスタートの一步と考えております。令和6年度における重点としては、人間関係づくりの取組、また不登校対応支援員の配置を進めていきたいと考えております。人間関係づくりについてですが、児童生徒が協働的な活動を通して、仲間との絆を感じ紡いでいき絆づくりを進めていくことが、不登校やいじめの未然防止につながっていきます。具体的には、茨城大学特任教授の正保春彦【OK】先生によるグループワークの授業を通して、互いに支え合える温かな人間関係づくりを、年間を通して継続的に取り組むといったものです。今年度は、市内中学校1年生を対象に実施し、次年度以降、小学校にも広げていく計画となっております。不登校対応支援員につきましては、6月議会にて不登校対応支援員報酬を補正予算として上程させていただいております。教育総合支援センターの運営は、教育相談、いじめ対策、不登校児童生徒への相談・支援となっておりますが、不登校のことについては、これまでは児童生徒や保護者が中心の支援でした。全国県同様、市内の不登校児童生徒が増加する中で、学校にも支援の手を加えることで、児童生徒の支援の充実だけでなく、環境面での整備支援、また教職員支援にもつなげていくということが必要だと考え、不登校対応支援員を教育総合支援センターに配置し、不登校対策の充実に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。教育委員会として、子どもたちの現状を基に不登校というとても難しい課題に向き合い、改善を図るための方策をしっかりと考えていることがよく分かりました。不登校の問題については、学校、教育委員会だけの課題ではなく、保護者や地域、関係機関との連携や協働が必要な社会的な問題であり、今ご説明いただいた、人間関係づくりの取組と不登校対応支援員の設置という新たな構想が、不登校対応の新たな一步となり、子どもたちのためになることを期待しております。先ほど御説明いただいた取手市不登校児童生徒支援構想にもあるものだと思いますが、校内における教育センター等の設置について、お伺いします。COCOLOプランには、自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったスペースで学習・生活できる環境を学校内に設置することが求められていますが、市内の学校において、子どもたちが安心できる場所があるような教室の設置についてはどのような状況でしょうか。御答弁を求めます。

○議長（岩澤 信君） 教育総合支援センター長、笠井博貴君。

○教育総合支援センター長（笠井博貴君） 鈴木議員の御質問に御答弁いたします。文部

科学省によるCOCOLOプランにおいて、所属する学級に入るのが難しくても学校には登校している児童生徒への支援策として、校内教育支援センターの運営が求められていることは認識しております。不登校——取手市不登校児童生徒支援構想の中にも、呼び方は違いますが、校内サポートルームということで、今後充実を図っていかなければならないことの一つだと考えております。本市の現状としましては、きらめきルーム、あすなる学級、心の相談室など、子どもたちの発達段階や学校に関係のある物から名前をつけるなど、校内サポートルームの呼び方は各学校によって違いますが、別室登校また放課後登校、仕切りのある学習スペースの設置、一部の中学校で始まった校内教育支援センター的な役割を持った教室の設置など、在籍する学級に入りにくい児童生徒に対して、学級以外の教室を利用し、安心して過ごしたり学習指導を受けたりするような——できるような支援体制を行っております。ただいま申し上げましたように、各小中学校には別室登校のための部屋は確保しております。しかしながら、管理職や養護教諭、空き時間の教諭が対応するなど、教職員が常にその部屋にいて支援の必要な児童生徒に十分な対応ができてないというところが課題となっております。校内サポートルームに関しては、環境整備の支援とともに、職員の配置を含めた人的環境の整備がとても大きな鍵となっております。今後、児童生徒が安心して過ごせる居場所をつくる上でも、先行事例を参考にしながら、国や県の動向を踏まえ検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の執行部の答弁で、子どもたちの居場所としての校内サポートルーム——これ一般的にはフリースクールと呼んでいるのかと思いますが、この校内サポートルームの意味というのは、とても大きなものと考えております。近隣の市町村でも、校内サポートルームの人的配置を積極的に進めているということも聞いておりますので、本市においても児童生徒のために、環境の整備とともに職員の配置を含めた人的環境の整備を急いでいただくようお願いしたいと思っております。

話は変わりますが、不登校にカウントされない子どもでも、みんな朝から一日元気に学校生活を送っているとは限らない状況だと思います。隠れ不登校と呼ばれる不登校傾向にある子どもたちは、不登校にカウントされる子どもたちの3倍以上いるといわれ、全中学生の10.2%、10人に1人以上の子どもが隠れ不登校状態だという統計もあるということを知りました。本市では、隠れ不登校状態の児童生徒の実態について、どのように認識し対応しているのかを御答弁お願いします。

○議長（岩澤 信君） 教育総合支援センター長、笠井博貴君。

○教育総合支援センター長（笠井博貴君） 鈴木議員の御質問に答弁いたします。教育委員会におきましても、文部科学省が定める、不登校に当たらなくても保健室登校や一部の授業のみに参加する、また教室にはいるものの友人とうまく話ができない、教室内で周囲の目が気になるなどの理由で学級で過ごすことに不安を感じている児童生徒や、将来に対する具体的な目標を持つことができないために、学校生活への意欲が向上しないなどの悩みを抱えている児童生徒が、隠れ不登校といわれる状態になっている、そういった児童生徒が増加していることは認識しております。一人でも多くの児童生徒が笑顔で学校生活を

送れるよう、改善を図っていかねばならないと考えております。そのために、各学校におきましては、魅力ある学校づくり、学級づくりの推進、いつもとは違う欠席に早めに気づき早期対応する、また再登校を促す支援を行うとともに、児童生徒の小さな悩みや困り事に気づき継続した組織的支援を実現するために、中学校では全員担任制、小学校ではチーム指導と、そして教育相談部会システムを連動させ、相談支援体制の充実を図っております。また、児童生徒一人一人の表情やしぐさ、発言などから、不安や困り感の把握につきましては、これまでも各担任が丁寧に対応しておりましたが、自分からSOSを発信することを苦手とする児童生徒が一定数いる中、今後タブレットやSNSを通して、自分の気持ちを「晴れ」「曇り」「雨」のマークで伝える、いばらき心の健康観察の運用を、今後進めていくことの準備を現在行っております。さらに、児童生徒が発信するSOSを受け止めるためには、教職員が児童生徒の状況を多面的に把握することが必要となっております。教育総合支援センターでは、多面的・多角的な児童生徒理解を可能にするための教育相談体制を築いていくために、定期的に教育相談の研修などを行っていきながら、教育相談主任の育成に努めております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。これまでの御答弁をお聞きし、本市において学校や教育委員会で不登校の課題に対し丁寧に取り組むとともに、新たなことも取り入れながら、子どもたちのために取り組んでいるということがよく理解できました。

最後の質問となりますが、不登校の問題が深刻化する中、様々な課題があると思いますが、子どもたち、保護者という視点からの不登校の課題について、御答弁を求めます。

○議長（岩澤 信君） 教育総合支援センター長、笠井博貴君。

○教育総合支援センター長（笠井博貴君） 鈴木議員の御質問に答弁いたします。不登校状態にある多くの子どもは、なぜ自分が登校することができないのか、また行かなければいけないと頭で分かっているが体が動かない、といった状況にあります。自分は駄目なんだろうとか、先が見えないといった不安や苦しさ、引け目、焦り、罪悪感など、様々な気持ちが渦巻いています。これは保護者も同様で、自分の子どもが登校できなくなってしまったことでのショックや焦りなど、様々な思いに駆られています。そうした中、不登校に関する問題についての課題ですが、児童生徒個々の不登校の要因は様々であり、支援に当たっては児童生徒一人一人の状況に応じて行うことが必要となってきます。具体的な支援を行う際には、不登校要因の分析が必要となってきます。例えば、家庭に係る状況の背景の場合には、生活環境の問題や親子関係の問題、家庭内の不和など様々なケースが存在します。また、友人関係をめぐる問題には、自己や他者をめぐる様々な人間関係の葛藤がその背景にあります。このような複合的な問題に対して支援するには、やはり教員だけではなく心理や福祉の専門家、子育て支援課や児童相談所など、そういった関係機関との連携による組織的・計画的な教育相談体制を構築し、支援することが重要となっていることを考えております。また、不登校の子どもを持った保護者の中には、不登校の原因について自分を責めたり、子育てに自信がなくなった、また孤独感を感じたなど、保護者の精神状態や生活にもたらす影響についても指摘されています。何よりも保護者を孤立させない体

制づくりが必要だと考えております。各小中学校において、学級や学年担当の教職員を中心に保護者の悩みを聴いたり、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、また教育総合支援センターの相談員へつないだりするなど、保護者の気持ちに寄り添いながら対応しているなど、不登校の問題は児童生徒だけでなく、保護者への支援も必要だということに、不登校問題におけるさらなる対応や支援の難しさがあるということは認識しております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 遅参届のありました赤羽直一君が出席しました。

鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。児童生徒の不登校の問題に対し、児童生徒だけではなく、保護者への支援も含めて多面的に対応しているのが伝わってまいりました。こういう教育問題については終わりはありませんので、今後もしっかり対応していただくことをお願いし、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、鈴木三男君の質問を終わります。

続いて、関川 翔君。

〔11番 関川 翔君登壇〕

○11番（関川 翔君） 会派みらい・維新・国民の会、関川 翔です。よろしくお願いいたします。まずは、通告順の変更がありますので申し上げさせていただきます。ネーミングライツの質問要旨が1から7番までありますが、順番を1番、2番、4番、5番、3番、6番、7番の順に変更させていただきます。よろしくお願いいたします。それでは質問に移ります。自治体で行うネーミングライツとは、自治体で所有する公共施設の命名権の価格を施設ごとに設定し入札を行う——入札等を行い、企業等に売ることを言います。こうすることにより、企業は施設名に自身の会社名などを入れることが可能となり、広告の役目を果たすことができ、自治体は命名権料——パートナー料ということもあるようですが、これを施設の維持管理費、整備費、備品購入費などに充てることが可能となり、施設をさらに利用しやすい環境に整えることができます。まさに自治体と企業がウィン・ウインの関係性となります。ネーミングライツは、約50年前に、アメリカのアメリカンフットボールチームのスタジオの名称を売買したことから始まったようです。現在では、日本国内でもネーミングライツは定着していて、近隣市などでも既に企業名が定着した野球場などがあることは、皆さんも御承知のとおりだと思っております。また過去には、染谷議員や石井議員からもこの質問を受け、執行部としても、これまで調査研究を進めてきたかと思っております。質問に入りますが、今私が申し上げたとおり、近隣にも既に多くの市がこのネーミングライツを取り入れ、各施設のサービス向上に取り組んでいるようでございます。取手市では今後、ネーミングライツ制度を始める姿勢はあるのか、お伺いさせていただきます。

〔11番 関川 翔君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、関川議員の御質問に答弁いたします。ネーミングライツの導入につきましては、以前、染谷議員、そして石井議員からも御提案をいただきまして、近隣の自治体の状況やメリット、デメリットなど調査研究を実施してまいりました。現在、その結果を踏まえ、導入に向けて具体的な検討を進めているところです。既に事業実施要綱、導入に関するガイドライン、審査基準などを策定しており、5月には施設所管部署への説明会や個別のヒアリングを実施いたしました。現時点でネーミングライツを募集する施設がおおむね決まりましたので、今後はネーミングライツを公募するための募集要項を決定するため、ネーミングライツ審査委員会を開催し、7月から各施設のネーミングライツの募集をし、ホームページ等で周知していく予定で進めているところでございます。ネーミングライツは、とりで未来創造プランに位置づけられている、新たな歳入の確保の方策の一つでもあります。既に取組を進めております、ふるさと納税や未利用地の処分、官公庁オークションなどと同様に、自主財源の確保に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11番（関川 翔君） ありがとうございます。いよいよ取手市でもネーミングライツが始動するというところでございました。それでは次に、ただいまの答弁にあったように、調査研究を進めてきた中で得たネーミングライツのメリット、デメリットをお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） 関川議員の御質問に答弁いたします。ネーミングライツは、市、企業、施設利用者の三者の全てにとって、それぞれメリットのある取組であるというふうに考えております。まず市としましては、頂いた広告料収入を施設の維持管理や設備の充実に活用することで財政負担を軽減しつつ、施設の魅力やサービスの向上を図ることができます。次に、企業にとりましては、施設利用者へのPRに加え、広報をはじめとした市の刊行物や様々なメディアで愛称が表示されることによる広告効果はもちろん、公共施設の運営に助力をいただいていることとなりますので、地域貢献という点でもイメージアップが図られるものというふうに考えております。次に、施設利用者にとりましても、広告料を活用した施設整備の充実を通して、より快適で安全な施設を利用することが可能であるという点は、大きなメリットであろうというふうに考えております。一方でデメリットといたしましては、施設名が変わることにより利用者の混乱を招くことや、万が一、ネーミングライツを取得した企業においてイメージダウンが起こるような何らかの事態が発生した際、施設にもそのイメージが連鎖してしまうというリスクがあるということは認識しております。実施に当たっては、利用者の混乱を避けるための周知期間を十分に設けたり、実施要綱に解除要件——契約解除の規定を定めるなど、こういったデメリットやリスクを軽減する方策も組み合わせながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。それでは、ただいまの御答弁にもありましたが、ネーミングライツを取得した企業が何らかの不祥事や違法行為を起こしてしまった場合は、どのように対応するのか、お伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） それでは、御質問にお答えいたします。市としましては、御質問のようなケースも想定し、ネーミングライツ事業実施要綱第 14 条に契約解除の規定を定めてあります。ネーミングライツパートナーの信用失墜行為、その他ネーミングライツパートナーの責めに帰する理由により、愛称を使用することが命名施設及び市のイメージを損ねることがあると判断したときは、市は当該ネーミングライツ事業に関する契約を解除することができます。また、同要綱第 15 条に、原状回復にかかる費用は当該ネーミングライツパートナーの負担とし、市は既に支払いが終了しているネーミングライツ料は返還しない規定としております。さらに、契約解除に伴い当該ネーミングライツパートナーに損害が発生した場合であっても、市はその責任を負わないこととしております。よって、御質問のような事態が生じて、市の費用負担は発生しない仕組みとなっております。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。企業には、それを理解してもらった上で入札に参加していただくということだと思います。それでは次に、これも先ほどの御答弁でデメリットに上がっていましたが、施設名がころころと変わってしまうと混乱を招き、施設名も定着しないとありましたが、まさにそのとおりだと思っております。これを回避するためには、ある程度の契約期間を設定しなければならないと思いますが、どのように考えていますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） 御質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、契約期間をあまり短期間に設定してしまいますと、施設の名称がすぐ変わってしまい、市民の皆さんにも定着せず、地域の施設の名前として根づかなくなってしまう可能性はあると考えております。また一方で、あまり長過ぎても、応募事業者側がリスクと捉えてしまったり、他の事業者が参加・参入できる機会がなくなってしまうといったこともあるのではないかと考えております。こういったことを踏まえまして、ネーミングライツの契約期間につきましては、原則として3年以上5年以下とし、施設等の特性や管理運営形態等に応じた期間としております。ただし、指定管理者制度導入施設につきましては、指定管理期間を考慮した期間を設定したいと考えております。なお、契約期間は、施設を所管する担当課で設定し、ネーミングライツ審査委員会で妥当な期間か否かを審査し決定いたします。市としましては、先ほど答弁したとおり、施設の運営・維持管理のための安定的な財源確保となるため、可能な範囲での長期間で契約締結を目指してまいります。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。それでは次に、先ほど企業が不祥事をおこしてしまった場合の対処を伺いましたが、やはりこういった事態に陥らないことが一番いいことだと思っております。これを根本から対策する一番の方法は、入札企業の選

定にあるかと思っております。入札の審査基準や選定方法はどのように考えていますでしょうか。お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） 御質問にお答えいたします。入札の審査基準につきましては、既にネーミングライツ事業優先候補者審査基準を定めており、この基準に従いネーミングライツ審査委員会による審査を実施することとしております。審査に当たりましては、審査項目として、命名権料、契約期間、愛称、経営の安定性、社会貢献、地域性の6つの項目を設定し、一定の水準を満たしているかどうかを審査いたします。具体的には、応募金額や契約期間などの妥当性、愛称の親しみやすさや施設イメージとの整合性、企業の経営状況や社会貢献に対する考え方などの確認、市内における事業所等の有無などについて審査をいたします。いずれにしましても、ネーミングライツパートナーとして、ふさわしい資力及び責任を持って安定的に事業を実施することができる事業者を選定してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11番（関川 翔君） ありがとうございます。ここまではデメリットについて質問させていただきました。最悪の事態を想定した上で、様々な対処法を考えていることがよく分かりました。ありがとうございます。

それでは次に、ネーミングライツを採用する施設について、お伺いさせていただきます。近隣市では既に野球場・公園・図書館など、様々な施設で行っているようですが、取手市の考えをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） 御質問にお答えいたします。対象とする施設の選定に当たりましては、庁舎・保育所・幼稚園・学校など、ネーミングライツがなじまないと考えられる施設を除いた上で、立地・利用者数・看板等の設置のしやすさなど、幾つかの観点で施設等の所管課と協議を行い、検討を進めております。その結果、現在市が導入を検討している対象施設は、スポーツ施設・文化施設・公園等の公共施設及びそれらの一部としております。具体的には、スポーツ施設は取手グリーンスポーツセンター、藤代スポーツセンターの2施設、文化施設は取手市民会館及び福祉会館、取手図書館、ふじしろ図書館の3施設、公園については戸頭公園、ゆめみ野公園、宮ノ前ふれあい公園、向原公園、桜が丘近隣公園及び取手緑地運動公園、公民館は戸頭・白山・井野・藤代公民館の4施設、その他、サイクルステーションとりで、新町横断歩道橋、戸頭横断歩道橋、藤代駅南口公衆トイレの合計19施設となっております。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11番（関川 翔君） ありがとうございます。それでは、ただいま挙がりました19施設以外で、市が所有する公園やグラウンドなどもあるかと思いますが、もしかするとこのネーミングライツを始めると、市内企業側から地元に着した市の施設の命名権を買いたい、こういう提案も出てくるかと思っております。そういった場合には検討する余地はあるのか、あくまで今挙げた施設のみで統一するのか、お伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、関川議員の御質問に答弁いたします。先ほど答弁したとおり、ネーミングライツの対象施設は、スポーツ施設・文化施設・公園などの公共施設及びそれらの一部としており、今回は19の施設を特定した形で公募を実施してまいります。御質問の他の公園やグラウンドで実施したいという提案が出た場合についてですが、今回特定して公募する公園については、利用者の多い近隣公園を対象としたもので、他の公園を排除したものではございません。今後ネーミングライツ事業が導入され、事業者の皆様にも広く認知されてくれば、参加したいという方も増えてくると思われまます。そのため、平成29年に染谷議員から御提案のありました提案型のネーミングライツの導入を並行して実施していくことも先々考えておりますので、その際は命名権を買いたいという事業者様には、施設を所管する部署に御相談いただければ、順次施設を追加していきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11番（関川 翔君） ありがとうございます。実は今回このネーミングライツを質問させていただいたのは、市内企業から地元にある市所有の施設の命名権を買いたい、取手市ではネーミングライツやっていないのか、こういう御相談を受けたからでございます。恐らく今挙げた19施設以外にも各地域に根づいた施設もあると思います。先ほど提案型という答弁をいただきましたが、臨機応変に対応していただきたいと思ひます。

次に、ネーミングライツを採用する施設ごとの価格設定でございますが、どのように決めていくのか、お伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） 御質問にお答えいたします。ネーミングライツ事業は、茨城県をはじめ多数の各自治体が導入している事例が多いことから、他の自治体の類似事例や施設等の特性及び利用者数等を考慮した上で、市が施設ごとに基準となる金額を設定するものとし、その金額を基に事業者側が希望するネーミングライツ料を提案していただくこととなっております。なお、ネーミングライツ料につきましても、取手市ネーミングライツ審査委員会に妥当であるか否かを審査し、決定をいたします。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11番（関川 翔君） ありがとうございます。市内施設と言いましても様々あり、市の担当課も違えば、利用目的、利用者数、利用者層も異なります。さらには、ネーミングライツを採用した際に、施設・建物に直接企業名を入れることができるのか、看板は設置できるのか、様々な状況を把握しながら、ネーミングライツ料、パートナー料を設定していくのかと思っております。後々の混乱を避けるためにも、そういった様々な項目を盛り込んだ基本となる価格設定表を作成し、各担当課がこれを基に価格を設定し、この審査委員会に提案できる、このようなシステムづくりを今後進めてもらいたいと思ひます。こういった基本となるものがなければ、やはり担当課においても、価格設定を提案するに当たり大変苦慮すると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問になりますが、ネーミングライツ料はどのように活用するのか。

例えば、その施設で得たパートナー料は、その施設でどのように利用するのか。また、ほかの施設に流用するようなことはあり得るのか、お伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。命名権を付与することにより発生する広

告料は、その施設の集客力などに立脚したものですので、その施設の設備やサービスのさらなる充実、魅力の向上に活用するのが自然であるというふうに考えております。そのため、命名権を付与した当該施設を利用する市民の皆様が、安全で快適に利用できるようなサービスの向上のために活用していく予定でございます。なお、具体的な使途につきましては、実施の決定後、それぞれの施設の所管部署や指定管理者などと協議しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11番（関川 翔君） 分かりました。やはり企業側からすれば、その施設に何かしらの思い入れがあったり、地域貢献を目的としてることもあるかと思えます。基本的にはその施設で得たパートナー料は、その施設のために使っていただきたいと思っております。このネーミングライツ制度を取り入れたことにより、取手市の施設がさらに利用しやすく、市民に慕われる場となることをご期待申し上げ、この質問を終わりにします。ありがとうございました。

それでは、次の質問に入ります。続きまして、防犯カメラの設置について質問させていただきます。私はこれまで防犯カメラについて、一般質問や委員会での質疑を何度もさせていただいております。内容は安全安心という観点から、取手市の防犯カメラ設置に対する考え方、設置のさらなる拡充、一般家庭が防犯カメラを設置する際の補助金など様々でございます。最近では時代も進み、市内の不審者情報や事故などが、ほぼ毎日のようにアプリやメールで携帯端末等に流れてきます。これは私だけではなく、市内の学校に通っている児童や生徒の保護者、またそのほかにも多くの市民の皆様も認知していることだと思っております。そういった情報を受け取り不安な日を過ごすこともあるかと思えます。そんな中で、取手市の安全安心をより強固なものにするためには、防犯カメラは重要なツールになっていると認識させていただいております。現状と今後の対応の考え方について、基本的なことから質問をさせていただきます。まずは、現在の設置箇所と設置件数をお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、関川議員の御質問に答弁させていただきます。防犯カメラの設置につきましては、取手市安心で安全なまちづくり条例に基づきまして、犯罪の抑止や地域防犯の補完、犯罪捜査の早期解決につなげることを目的といたしまして、市内各所に防犯カメラを設置してございます。昨今、全国的に刑法犯認知件数は増加傾向にある中で、防犯カメラの犯罪の抑止、証拠の保全、安心感の確保のために、より必要不

可欠なものとなっており、取手市においても、安全安心な地域づくりのための環境整備のため、防犯カメラの設置を推進してまいりました。御質問の設置箇所と設置件数でございますが、市街地の人通りの多い駅や主要交差点等を中心に、現在 46 か所、100 台を設置している状況でございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） それでは次に、設置場所の選定方法をお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。設置場所の選定方法につきましては、当市で定めた明確な基準はございませんが、犯罪抑止や犯罪の早期解決を目指し、個人のプライバシーに配慮しながらも、取手警察署と協議の上、決定している状況でございます。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。ただいま個人のプライバシーに配慮という御答弁がありましたが、どういった配慮なのか、詳細をお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。防犯カメラの撮影・録音した映像は、特定の個人を識別できるものに当てはまった場合において、個人情報保護法における個人情報に当たります。カメラの設置状況、撮影の範囲等によっては、個人のプライバシーが侵害されたと認定され、カメラの撤去が認められた判例もあることから、市においては防犯カメラの設置・撮影に当たり、取手市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を定め、必要最小限度の撮影範囲となる場所への設置や、「防犯カメラ作動中」の看板の設置、画像の漏えい防止措置等、プライバシーに配慮した運用を実施しているところでございます。そのため、一概に事件・事故多発箇所における犯罪の抑止、犯罪捜査における有用性だけで判断することなく、設置場所や価格など慎重に検討する必要があると考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。事故が多い、不審者情報が多いからといって、市は好きなように設置できるわけではなく、様々なことを考慮する中で、個人のプライバシーを守りながら、設置場所や設置角度なども検討し設置しなければならないということだと思っております。

それでは次に、現在取手市で採用している防犯カメラの価格をお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。設置費用につきましては、設置する場所や独立した柱の設置の有無、サーバーの性能等によるため、一概には申し上げられませんが、令和 5 年度の実績といたしましては、2 か所に 4 台を設置し、設置費用約 237 万円でございますので、概算となりますが、令和 5 年度は 1 台当たり約 60 万円ほどとなります。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。概算で1台60万円ということでございますが、個人的には、すごく高価な防犯カメラを採用していると感じました。実はこの機会に、他自治体に設置している防犯カメラの価格等を調べてみました。すると、取手市よりはるかに安価な防犯カメラを設置している自治体も数多くありました。取手市ではどういった考えの中でこの防犯カメラを採用しているのか、また性能などの詳細をお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。取手市において設置している防犯カメラの性能につきましては、画角が約120度、画質は1,900【「1,900」を「1,920」に発言訂正】掛ける1,080ピクセルのフルハードディスク【「フルハードディスク」を「フルハイディフィニション」に発言訂正】であり、夜間でも、はっきりとした映像が撮影可能なものを設置してございます。捜査機関からの依頼によりカメラ画像を提供しているところですが、犯罪捜査においては、車両のナンバープレートや人相、着衣などをある程度認識できることが理想であるとの意見をいただいております。取手市においては、抑止はもとより、犯罪の——犯罪捜査に有効活用できるよう考慮し、現在のカメラ性能にて設置しているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） 分かりました——効果の意味が分かりました。次に、防犯カメラの効果やこれまでの実績についてお伺いしますが、防犯カメラを設置することによって、どういったことに寄与しているのか、詳細等をお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。防犯カメラの効果でございますが、防犯カメラの設置箇所には、「防犯カメラ作動中」の表示がされていることから、地域の方々や通行人等の安心感を高め、防犯意識を高揚させるとともに、犯罪抑止にも大きな効果が考えられます。また、事件・事故が発生した場合の警察が行う犯罪捜査において、客観的な証拠資料として必要不可欠なものとなっております。防犯カメラによる実績でございますが、事件・事故の減少については客観的な統計等を取ることが困難なため、現実的に実績を表すことができません。しかしながら、警察等からの事件・事故捜査に関わる照会が令和5年度において104件ございまして、その都度、映像を確認し提供することで、犯罪の検挙に寄与しているものと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。防犯カメラについては警察の捜査において有効活用されており、犯罪の検挙に必要不可欠であることを認識させていただきました。そのような中で、取手市内における近年の刑法犯認知件数について、お伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。刑法犯認知件数については、全国的に

増加傾向にございますが、取手市内においても同様であり、令和4年は462件、令和5年は598件で、前年比136件の増加となっております。その中でも身近に発生し得る、自転車・オートバイ・自動車盗難を総称した乗り物盗や、空き巣・忍び込み・居空きなどの手口を総称した住宅侵入窃盗については、令和4年が102件、令和5年が165件で、前年比63件の増加となっております。なお、取手市の刑法犯認知件数は増加しているところですが、人口1,000人当たりの犯罪率といたしましては、茨城県内44市町村において、犯罪率の低い順位で申し上げますと、令和4年が12番目、令和5年が13番目となっているため、県内の犯罪率の順位は同水準で移行している状況でございます。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11番（関川 翔君） ありがとうございます。取手市内における刑法犯認知件数については、前年と比較し増加している現状を御答弁いただきましたが、私は犯罪発生を抑止することも大変重要であると考えています。これまで取手市における防犯カメラの設置場所は、主要交差点や人が多く集まる場所などを中心に設置されていることを確認させていただきました。しかし、空き巣被害や不審者情報が農村部や人通りの少ない場所などにおいても多く発生しております。特に空き巣ですが、犯人は事前に家を下見し、人目につかないためには、目星をつけた自宅に、どのルートで行き、どこから侵入し、さらにはどのルートで帰るなど綿密な計画を立て行動すると伺います。実際に以前、農村部で多発した、夜中の就寝時に窃盗を行う忍び込みに関しては、やはり人目につきにくいブロック塀のある家などが多く被害に遭い、番犬用に飼っていた犬は餌づけされていたという住宅もありました。後日、警察が被害宅周辺に防犯カメラを設置していないか聞き込みをしましたが、一般宅で防犯カメラをつけている住宅はなく、捜査に協力することはできませんでした。やはりそういったときに行政の防犯カメラが設置されていれば、抑止力として、捜査としても絶大な力を発揮するものと思われまます。犯罪の抑止力のためには——ためにも、農村部や人通りの少ない場所などにも防犯カメラの設置は必要ではないかと考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。防犯カメラにつきましては、これまでに市街地の人通りの多い駅や主要交差点を中心に設置を進めてきたところですが、農村部においても交通量の多い主要交差点にも設置しているところがございます。具体的には、田園が付近に広がる市之代、稲豊橋西交差点、山王交差点、六郷公民館付近交差点でございます。当該場所は、取手警察署と協議を行い、交通量が多いことから犯罪捜査や犯罪抑止効果にも期待できると判断し設置してきた経過がございます。今後についても引き続き、農村部であっても市街地からの流入が予想される場所や、抜け道により交通量が多い場所、犯人が通行することが予想される場所など、今後も取手警察署と連携を図りながら必要性を判断し、効果的な防犯カメラの設置を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11番（関川 翔君） やはりこういった様々な市民の立場になり考え、配慮することで、取手市がさらに安全安心な町になっていくんだと思っております。引き続き様々なこ

とを考慮し、様々な視点、観点から見た上で、防犯カメラの設置拡充に努めていただくようお願い申し上げ、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） 先ほどの私の発言で、防犯カメラの性能のところでございますが、画質が「1,900」というふうに申し上げてしまいましたが「1,920」、「フルハイディスク」ということを「フルハイディフィニション」ということに変更とさせて、訂正させていただきます。

○議長（岩澤 信君） 議長は、訂正を認めます。

以上で、関川 翔君の質問を終わります。

続いて、山野井 隆君。

[18番 山野井 隆君登壇]

○18番（山野井 隆君） 会派みらい・維新・国民の会、山野井 隆でございます。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。私は今回、中心市街地のにぎわいづくりについて質問をしていきたいと思っております。まず初めに、駅前図書館の経済効果を明らかにしてほしいという質問でございます。3月議会において、取手市のまちづくりの最上位計画である、とりで未来創造プラン2024とともに、A街区再開発ビル内複合公共施設整備事業方針が示されました。政策？重点施策？1、訪れたいくなる・住み続けたいくなる都市空間の創出、政策2、魅力の創造と発信の実現に向けた駅前図書館を含む複合交流施設の整備について、注目をしております。現在のニーズを網羅した美しく便利な図書館に生まれ変わり、取手市の新たなランドマークとしての駅前に移転をする計画であります。資料がありますので、席の移動をさせていただきたいと思っております。画像をお願いします。

[18番 山野井 隆君質問席に移動し資料を示す]

○18番（山野井 隆君） スクリーンを御覧いただくと、周南市立徳山駅前図書館の画像が出てまいりました。会派みらい・維新・国民の会で、5月17日に行政視察をさせていただいた際の写真でございます。何枚かありますので見ていただきたいと思います。こうした形で、本、これ、模型のような——実際の本ではないんですけども、こういった形でデザインされた空間でございます。また今回、隣の席の染谷議員にも御了解を得まして、一緒に写ってる写真を紹介させていただいておりますけれども。

[笑う者あり]

○18番（山野井 隆君） （続）ちょうど入江議員は正面向いていましてカメラ目線になって——これ偶然でございます。このように——また根岸議員も一緒に参加させていただいて、3会派、会派合同で——送らせていただきました。とても本当におしゃれだなと思っております。——ちょっとこれ、すみません、画像アプリで少し顔を盛ってますけども、これ私でございます。ということで、非常に駅前に新しい図書館来るというのは、私はグッドニュースだと思っているんです。これ先進事例でございますので、この数字的な集客どうなってるのかというところなんですけども、周南・大和・土浦・海老名市が、既この駅前図書館を進めております。特にこの周南市、我々が見てきたところなんですけども、5年

10 か月で入館者数 1,000 万人ということで、大変驚くべき数字だなと思っております。また取手市においては、東京上野ラインに属する取手市でございますので、この特性を生かせば、市外から多くの交流人口を取り込む可能性についても期待できるというふうに思っております。しかし一方では、今定例会の請願にも上がっているように、この計画は拙速である、けしからんという方もいらっしゃいます。また、図書館を利用しない方もいるんですね。電子書籍だとか——本は更新できないんで、新しい情報はネットから取るから要らないという人もいるんで、その方にとっては「ふーん」という話だと思うんですよ。ただ、市民全体にどう利益があるのかということについては、これははっきりと経済効果で示さないといけないというふうに考えております。まずは経済効果を明らかにしていただきたく、所見を伺います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。取手駅西口A街区におきましては、既存の取手図書館の機能や規模を拡充して移転する形で、図書館機能と市民の皆さんが交流・活動できる機能を有する複合的な公共施設を整備する方針としたことにつきまして、3月議会において説明させていただいたところでございます。御質問のありました経済効果でございますが、現在は公表している複合公共施設の整備方針に肉づけする形での基本構想の策定段階でございます。具体的な内容は決定していない状況であることから、経済効果を推計するまでには至っておりません。しかしながら市といたしましては、駅前に複合公共施設を整備し、多くの皆さんに御利用していただきまして、施設ににぎわいを生み出せるような運営をしていくこと、そして生み出されたにぎわいを取手駅周辺地区全体に波及させ、駅前地区全体を活性化させていくことを目的としております。議員もおっしゃってございました、駅前に図書館を整備した先進事例であります海老名市では、リニューアル前と比較して約2.6倍まで利用者が増加、土浦市では整備後の駅前歩行者数が約1.2倍の増加、また周南市では、駅周辺の商業店舗が40店舗以上増加というような、駅周辺に活性化の波及効果が出ております。このように駅前に魅力的な図書館を整備することによって、利用者や来街者の数が大幅に増加した事例も多々あり、町を訪れる人の数が増えれば、必然的に周辺の物販店や飲食店を利用する方も増え、大きな経済波及効果が期待できると考えております。また、来街者数が大きく増加することにより、店舗の利益が大きくアップすれば、雇用の増加などの効果も想定することが可能となり、また新規店舗の出店増加などの効果も期待できると考えております。こうした効果によりますます来街者の数が増加して、結果として新たな経済的な好循環のサイクルを本市において創出できれば、市民や商業事業者のみならず、市にとっても大きなメリットがあり、全ての当事者、関係者にとってウィン・ウィンの関係が構築可能となるのではないかと想定しているところです。そのためには、魅力と利便性を兼ね備えた先進的で集客力を見込むことが期待できる、新たな市のランドマークとなるような施設をしっかりと整備していくことが肝要であると考えております。なお、具体的な経済効果の数値

につきましては、何をもって経済効果というのかという点や、どこまでの部分を経済効果と捉えるかといった点につきまして、幾つかの考え方がありとされますので、今後、算定方法も含めまして調査検討を進めていきたいと考えております。いずれにいたしましても、複合公共施設の整備につきましては、駅直結の市の顔である街区に公費を用いて整備するものでありますので、費用対効果の視点を常に意識をしながら推進してまいりたいと考えているところですので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 御答弁ありがとうございます。今おっしゃったように、現段階で詳細に経済効果を示すことは難しいと思います。また、出すと、もう既に決まってるんじゃないとか、そういう邪推にもつながるわけでございます。ただ、東京都は——今言ったような、例えば広い範囲で恩恵ありますよと、ぼやっとした言い方じゃなくて、現時点でも、例えば建設費を出すだけでも、何人雇用が増えるかまで計算できるシミュレーターがあるんですよ。それを御紹介しますので、映像をお願いします。

〔18番 山野井 隆君資料を示す〕

○18番（山野井 隆君） ちょっと見づらいんですけども、今、私、建設費50億円だけ打ち込んでます。そうしますと——ちょっとごめんなさい、見づらくてすみません。これによって就業誘発数331人となってるんです。つまり、あそこの駅前に50億円つぎ込むと、330人——これ推計ですけども、雇用が生まれますという計算です。これ建設費しか今入れてないので、水道とか商業、何も入れてない状態が出るんですよ。これを使えとは言いません、これ東京都の推計ですので。こういったツールがありますので、ぼやっとした形で経済効果ありますという説得力ないので、こうやっていろんなクレームにつながるわけなんで、研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。先ほど山野井議員から、経済効果を算定するツール、御紹介いただきましてありがとうございます。もちろん公共事業といえども、事業の効率的な執行や、また透明性の確保の観点から、公的資金が投入されます国庫補助事業、こちらにつきましては、国は新規事業の採択時等の判断材料の一つとして費用便益分析——いわゆるB/C分析というものを実施し、事業評価を行うことを求めています。現在、複合公共施設整備事業につきましては、先ほど部長答弁でもございましたとおり、基本構想の策定段階でございますので、今後、具体的な施設規模や施設配置、より精度の高い事業費の算出などを行う基本計画を策定してまいります。この基本計画の策定段階におきましては、B/C分析を行いまして事業評価を実施してまいります。その算定プロセスにおきましては、より幅広い視点で経済効果を算定することなども検討してまいりたいと考えております。また、議員から御提案いただきましたこちらのツールなども含めまして、今後、内容を確認させていただき、活用方法等を調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） ありがとうございます。前向きな答弁いただきました。これはいい例が大阪万博の件なんです。資材が上がったり大分批判されてまして——今もそうですけど。これ大阪府と大阪市が4月12日に経済効果、数字で出しました。1兆6,000億円ですね、これ大阪においては。日本全体で約3兆円弱ということで、こういう数字が出てこない、批判にさらされると思っておりますので、ぜひ進めてください。

次に、東西自由通路の質問をいたします。東西自由通路計画の件についてお尋ねをしたいと思います。駅前図書館の効果を東口に幅広く波及させていくために、私は大変重要だと考えているのが人の回遊性の向上であります。そのためには自由通路の整備は不可欠だと思っておりますが、2008年、私が当選した頃、自由通路計画を強く推進していたと思います。本会議でも、この賛否をめぐって多くの議員が激論を交わしていたことを鮮明に覚えておまして、あの当時の熱量からは、今のこの状況全く信じられないなというところなんです。改めてこの経緯をお尋ねしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。取手駅東西自由通路の整備につきましては、昭和63年度に完成いたしました第1期整備に引き続き、第2期整備に着手すべく、平成17年度からJR東日本と協議を重ね検討を進めてまいりました。JR東日本との協議の経過におきましては、取手駅駅舎の橋上化と自由通路を一体整備する案や、自由通路のみを整備する案など、継続して検討を進めてまいりましたが、平成21年度に橋上駅舎の整備につきましては、JR東日本が、社会経済状況の低迷が続く中において、当該事業に係る事業効果等についても検討の上、新規事業についての事業着手が困難な状況との経営判断により断念することとなり、現在は自由通路を市で単独整備する方針となっているものでございます。このような経過を踏まえまして、自由通路整備につきましては課題として認識してきたところでございますが、現在、西口地区において、区画整理事業が完了に向けて大詰めの時期に来ており、またA街区の再開発事業の事業化に向けた準備作業や、A街区再開発ビル内へ図書館を核とした複合公共施設の整備も進めていく方針であるため、そういった事業の進捗状況を勘案しながら進めていく必要があると考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） ありがとうございます。現段階で自由通路を単独でということになりますと、市が全額を出すんじゃないかなということになりますが、周南市を見てきたところ、ちょうど南北自由通路、壁に当たっていました。あちらは45億円ほどの支出だったんですけども、これ96%を自治体が出して4%をJRが出したということになります。これは実は——ただ当時と今、一変しましたよね、状況。西口のこの区画整理A街区の整備、そして再開発ビルの複合公共施設計画、それから桑原の開発なんかもありますし、今全然、一変したじゃないですか。やっぱりJRは企業ですから、ここの地域にどれだけのリターンがあるかというのを経営判断するのは当然だと思うんですよ。でも、一変してるんで、今は違うんじゃないかなと私思ってるんですね。改めて、このJR東日本と自由通路整備、駅舎橋上化の一体整備についての協議を強く申し入れていただきたいと

思ってます。私は昨年末と今年の春先にかけて——冬、1月頃にかけて、期せずして駅に立つ機会が多かったものですから……

〔笑う者あり〕

○18番（山野井 隆君） （続）私だけじゃないかもしれませんが——まあ、いろいろ理由はあるんですけどもね。皆さんともお会いしたケースもありますし、いろんな方に聞かれましたよ。「すみません。向こう側、どうやって行くんですか」と、これ1回じゃないですよ。染谷議員、そうですね。

○19番（染谷和博君） はい。

○18番（山野井 隆君） ということで、これ非常に情けないなというか、残念だと思います。これ常磐線74駅で、まさか取手が、経営判断で取手はやらない——私は悲しいなと思ってるんですよ。ぜひ、これはもう市長がやると言ってますから、ぜひお願いしたいなと思ってるんです、これについては。そういうことなんで——ちょっと待ってください。文面に戻りますね。このまず常磐線の各駅舎の格差解消、この面でも協議を再開してほしいと思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。取手駅周辺地区は議員ご存じのとおり、高低差のある地形であることに加えまして、東西市街地が常磐線により分断されており地形的制約が課題となっております。東西自由通路整備は、東西市街地が新たにバリアフリー化された経路で結ばれ、回遊性が向上し、にぎわいづくりに貢献する事業であり、JR東日本にとりましても十分メリットのあるものと考えております。また、西口での区画整理事業、再開発事業、複合公共施設の整備により、将来的に人のにぎわいが創出されることが期待でき、自由通路が整備されれば、東西口の行き来が容易になり往来が活発になることから、商業活性化などについての波及効果が期待でき、東西口が一体となった取手駅周辺地区のにぎわいや活性化にもつながるものと考えております。このような点からも、自由通路を整備することの有効性や必要性につきましては、市としましても認識しているところでございます。また平成21年度に断念をいたしました駅舎の橋上化につきましては、先ほど議員からもございましたとおり、当時と駅周辺の都市基盤整備の状況や社会経済情勢なども変化しておりますので、JR東日本とは、自由通路との一体整備における両者のメリットなども含めまして、様々な観点から協議を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） これやはりJRとしても責任を持って——サービスの向上ですから協力していただきたいんですが、具体的にいつ頃取り組むのか——これ大事ですよ。10年後の公開じゃ駄目なんです。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。今後のスケジュールでございますけれども、先ほど来、お話しさせていただいておりますとおり、取手駅西口地区におきましては、区画整理事業、A街区の再開発事業、複合公共施設の整備ということで進

めている最中でございます。まず区画整理事業の完了に注力し、並行してA街区の再開発事業の実現化を見据えていく必要があると考えております。こうした状況であることから、自由通路につきましては、市の大規模事業の進捗状況に加えまして、取手駅周辺の人の流れの変化や社会経済情勢などの状況などを総合的に勘案いたしまして、自由通路整備の検討作業を開始する時期を判断していきたいと考えてございます。また、自由通路整備の検討に当たりましては、当然JR東日本との協議が必要となりますので、整備を検討する時期になりましたら、改めてJRのほうへ協議の申入れをしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） すぐやりますという返事でしたので、期待しております。

〔笑う者あり〕

○18番（山野井 隆君） すみません。この自由通路整備計画なんですけど、中心市街地なんですよ、問題は。なぜやらなきゃいけないのか。これ用途地域——建築基準法における——都市計画法における用途地域の役割なんですよ。固定資産ありますよね。固定資産税って地価評価額に比例するわけですよ。特に駅前と、例えばこの市役所、路線価が倍ぐらい違うんで、役割としてはやっぱり経済リターンを最も意識しないと、固定資産税を払う人は大変です。ですから、これ必ずやらなきゃいけないんですね。西口と東口の路線価を比べても、相乗効果あるんですよ、東西つなげると。これぜひやっていただきたいと思います。ちなみにこれ余計な話かもしれませんが、令和3年度計算でございますが、茨城県が全県内市町村の市民の所得をまた出したんですけど、取手市の市民所得291万円、これ44市町村中37位なんですよ。——分かりますか。もう、つくばみらい、守谷、370万円とかになってるんですよ。やっぱり経済効果を出さないと、本当に市民所得が上がっていかないんで、これ数字で示さなきゃいけないんですね。これを早くやっていただきたいというふうに考えております。これやっぱりマクロ経済なんですよ。ミクロ経済って、普通に例えば会社を経営したり生活すると何となく分かるんですけども、このマクロ経済視点でしっかり説明していかないと、市民にとってもどう利益あるんだということになりかねませんので、昨日、長塚議員からの金融教育をという話だったんですけど、マクロ経済のほうも、ぜひ検討していただければと思います。

続きまして、無電柱化推進について行きますので——そのままお残りいただいてもいいですか、多分もう一回答弁することになると思いますので。平成28年12月16日に、無電柱化推進に関する法律が施行されました。以前は町の景観、歩行空間の確保という視点で進められていたのですが、現在は自然災害時の倒壊による二次被害による防災を目的にシフトしております。東京都では無電柱化促進条例や無電柱化加速化戦略を策定し、電柱ゼロを目指して積極的に進めております。現在、各都道府県には推進計画が策定されておりますが、市町村単位での計画策定は164市区町と大変少ない——1,700自治体のうち400ぐらいしか着手していないというデータも入ってます、無電柱化したことがあるという。この中で、今後の取手市の無電柱化の取組状況を、現状を踏まえてお尋ねできればと思います。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） それではお答えさせていただきます。現在の取組状況ということで、都市整備部で進めております区画整理事業の中での無電柱化の取組の状況について、お答えをさせていただきたいと思っております。この土地区画整理事業でございますけれども、事業計画におきまして、区域内の都市計画道路の路線を電線の地中化を進めることとして定めております。現在では、県道白山前取手線——こちらは都市計画道路3・4・8号線でございますが、そのほか都市計画道路の3・5・38号線におきまして無電柱化を完了してございます。また2路線、こちらは治助坂の3・4・37号線とはなのき通り——都市計画道路3・3・1号線でございますが、こちらの2路線につきましては、地中化に必要となる電線共同溝本体の整備を完了させ、引込み工事を進めているところでございます。今後につきましては、残る1路線——こちらは都市計画道路の3・5・39号線でございますが、こちらの整備を進めるとともに、各画地への引込み管などを整備し、地区内全ての都市計画道路の無電柱化を完了させていく計画でございます。そして、この無電柱化への取組、考え方でございますけれども、この無電柱化につきましては、都市防災の向上、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の確保などにつながるものとして大変重要であり、幅広い効果が期待されているものでございます。そのような中、国土交通省におきましては、令和3年5月に無電柱化推進計画を定めまして、新設電柱を増やさないという取組指定とともに、道路事業や市街地開発事業などの実施に際しまして、関係者が連携して無電柱化を進めるべきであることが明記されております。そのため取手市におきましても、今後計画する都市基盤整備においては、無電柱化の重要性、そして効果を踏まえまして、緊急輸送道路などの重要路線で積極的に整備を進めていくべきものであると、このように考えているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。この無電柱化のハードルは、コストとノウハウということなんです。幸い、相談窓口——市町村向けの相談窓口があるんですよ。関東地方整備局道路部道路管理課、電話番号は御自身で調べていただきたいと思いますんですけども、こちらをぜひ頼りにしていただきたいと思いますことと、また国土交通省での経験をお持ちの黒澤副市長から知見を伺えれば幸いです。

○議長（岩澤 信君） 副市長、黒澤伸行君。

〔副市長 黒澤伸行君登壇〕

○副市長（黒澤伸行君） お答えいたします。先ほどからの山野井議員からの御質問や都市整備部長からの答弁にもありましたとおり、これまで無電柱化は防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な都市景観形成の観点から実施してきたところであり、近年の災害の激甚化・頻発化、あるいは高齢者の増加等により、その必要性が高まっております。こうしたことから、国土交通省においても無電柱化推進計画を定め、無電柱化の推進に関する施策を総合的・計画的かつ迅速に進めているところでございます。山野井議員ご指摘のとおり、無電柱化を推進するに当たりましては、コスト、ノウハウなどが大きな課題となっております。これらの課題解決に向けた国の取組の一例を挙げさせていただきますと、

1つ目として緊急輸送道路への電柱の新設禁止、2つ目として配管の埋設における深さの基準の緩和、3つ目として緊急輸送道路の無電柱化に対する税制優遇などがあり、これらにより無電柱化を促進されております。また、地方自治体に対しての国の取組としては、緊急輸送道路における無電柱化に重点的な財政支援が行われているほか、関係機関との合意形成に関するマニュアルの作成といった技術的支援が行われております。私といたしましても、これまで国土交通行政に携わってきた知識・経験等を生かし、国と地方自治体との橋渡し役となり、市民の皆様の大変な日常生活を守る取組の一環として、無電柱化の取組を推進していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 副市長からも力強い答弁いただきまして、ありがとうございました。この無電柱化ですけれども、ほかにもメリットあるんですね。ちょっと画像のほう、お願いします。

〔18番 山野井 隆君資料を示す〕

○18番（山野井 隆君） 例えば屋外広告物違法の——前定例会で私やりまして、またついでですよね。これ守谷市の——これ守谷市の公式エックスなんですけれども、この違法広告物を市内の全域一斉撤去したということで、この作業に職員が時間使うんですよ、やっぱり。電柱減らすと、多少は電柱につけられなくなりますから、景観の維持にもつながるということで、ぜひ撤去のほうも——答弁要らないんで大丈夫です、お願いしたいと思います。以上で、無電柱化についての質問を終わります。

次に、取手駅西口公衆トイレの改修計画について、お尋ねをします。以前の一般質問でも、市民から言われておりました西口のトイレ、もう少しきれいで新しくならないかなど。これ切実ですよ。よく言うじゃないですか。飲食店なんかもそうですよね。玄関とかトイレが汚れてると不安じゃないかということもありまして、これずっと訴えてきたんですけど、いよいよ進んだというような話も聞いておりますので、ぜひ御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 山野井議員の御質問に答弁いたします。山野井議員には、これまでも一般質問、委員会等で、取手駅西口公衆トイレの改修について御質問をいただいております。駅前トイレの現状についてですが、取手駅西口公衆トイレは昭和63年に完成し、36年が経過しており、設備の経年劣化による故障や水回りの不具合に加え、心ない利用者によるいたずら書きや、故意による破損など、利用のマナーの低下も危惧されています。古い施設でありますので、故障や不具合については早急に修繕するとともに、元日を除く毎日午前午後の2回、清掃を委託し、また令和3年度には、トイレ出入口の勾配について、利用者の安全確保から床の滑り止めの張り替えを行い、滑り止めの部材の色については、実際に色覚障害者の方に確認をいただき配慮するなどの修繕を行っております。清掃、修繕を行いながら、利用者の皆様に御不便をかけないようということで、

維持管理に努めているところですが、老朽化と多目的トイレが現行のバリアフリーの基準に準拠していないため、増改築や新たな公衆トイレの設置が必要であると認識しており、改修計画を今進めているところですが。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。前に進んでいるようでございますので安心いたしました。西口区画整理の完成が近づいて、この公衆トイレの改修計画なんですけども、今お示しいただいた具体的に場所の件とかスケジュールとか、その辺についてお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えさせていただきます。取手駅西口トイレの改修については、JRと協議を重ねながら、改修の可能性について検討を進めてまいりました。現状は、トイレ自体が土留めを兼ねていることや、JR常磐線線路の近接工事になることから、増改築または解体して同じ場所に新築するには多額の費用が必要であることから、別の場所にトイレを新築する予定で進めております。移設場所として、常磐線高架下の東西連絡通路、東口の取手駅前交番裏の駅建物部分の空きスペースへ移設する方針とし、JRと——JRにも了解を得たところです。今後のスケジュールとしましては、令和6年度に調査設計、令和7年度に工事实施、令和8年度には供用を開始していく方向でJRと協議調整をしているところですが。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。そうしますと東口方面への新設で利便性のほうって、どうなるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 新たな場所に設置した際の利便性というところですがけれども、この後、先ほど御説明しましたように、令和8年度に供用を開始していく予定ですがけれども、この際には、今は一つ、現在サイクルステーションとりでにトイレがございます。こちらの案内も含めて、今度新たに環境対策課のほうで設置するトイレにつきましても、案内であったり、誘導看板などを設置して、利用者へ周知してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） そうしますと、まとめて最後にJRとの協議について詳細をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 今後のJRとの協議というところですがけれども、先月の5月13日になりますが、JRと協議を行いまして、先ほど申し上げた令和6年度の設計それから令和7年度の工事实施、令和8年度の供用開始のスケジュールについて、意見交換を行ってまいりました。そして来週ですがけれども、6月10日には現地をJRの方と確認するという予定になっております。その際に、まず7月——今年の7月中には調査設計に関わる費用積算の提出について、既に依頼してございますので、今後も随時JRと協議

を進めながら、令和8年度、取手市の顔となる新たな取手駅の公衆トイレがスタートするように、準備を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。では私もそのように市民にお伝えをしていきたいと思えます。ありがとうございます。

続きまして、最後になりますけれども、有害鳥獣類への対策ということで質問していきます。動物と人間の共存といいますか、「もののけ姫」って私非常に好きだったん——好きです、今も好きですけど。かつては共産党の関戸議員がイノシシの質問を繰り返しておりまして、私もそのときは「ふーん」と聞いてたんですけど、やっぱり大事なことだなと思って——引き継ぐわけじゃないですよ、本田さんがいますから……

〔笑う者あり〕

○18番（山野井 隆君） （続）立場はわきまえますけれども、今、野生鳥獣類がもたらす農作物被害について深刻になっております。これは耕作放棄地が増えまして、離農ですね、離農でやっぱり境界線が近づいてきてるんですね、市街地に。これは熊の被害なんかもそうなんですけれども、これ今大体、年間——令和2年度決算によりますと、年間161億円の農作物被害、そして森林被害が全国では6,000ヘクタールというふうに報告をされております。環境省・農水省は平成25年に鳥獣捕獲強化対策を策定しまして、鹿・イノシシの個体数207万頭を10年後までに半減させるという計画を示しております。取手市の河川や森林でもイノシシや猿が確認されておりますが、現在の目撃情報や被害状況、対策についてお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 議員の御質問にお答えいたします。現在、取手市では、取手市有害鳥獣捕獲許可事務等実施要領に基づきまして、有害鳥獣による生活環境や生態系に対する被害の防止を目的として、対象鳥獣への対策を講じているところであります。最近では特にイノシシの目撃情報が増加している状況であり、情報があつた際には、取手市のホームページで目撃場所や日時等を公開するとともに、公立私立を問わず市内の教育施設に対しても、メルマガ等を活用し、各所管課で連携をしながら広く注意喚起を行っているところです。また、イノシシによる農作物の被害等が発生した場合には、猟友会と連携し、追い払いや捕獲等の対応についても行っているところでございます。今後も、有害鳥獣による被害を防止するため、関係各課、猟友会と協力をしながら対応を進めるとともに、市民に対しては迅速な情報提供を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。対応については理解をいたしました。今問題になっているのは、その猟友会への報酬なんですね。基本的に猟友会さんって趣味で猟を楽しんでおられる方々に駆除を依頼するわけでございまして、この駆除費が非常に安くて——熊の話なります、これは。要するにその報酬が低くて、こんなんでも命かけられないよねという話も出ておりますが、その辺の報酬体系について、ヒアリングなどしっかりと行っているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。特に議員おっしゃられたように、昨年度ぐらいから急激にこのイノシシの目撃情報、また被害のほうが増大しております。通常は、猟友会の設置以来、委託先である猟友会に委託料等を払っているんですけども、昨年については猟友会さんの仕掛けるわなの数や、それから見回りの回数、こういうものがやっぱり増えました。そんな中で令和5年度に関しては、当初の委託料を増額して対応したという経緯はあります。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 状況や時勢に合わせて報酬額などをしっかりと見直しながら、やっていらっしゃるということで安心しました。ぜひそれを続けていただければと思います。それと質問の2番目、キョンが大量発生をしておりますして、千葉県で7万1,500頭、これ平成22年の話なんで、それ以上にもっと増えているかもしれませんが、5月30日に茨城県で、キョンの写真、動画を撮ると2,000円、捕獲すると3万円の報奨金を出すということで、これ全国初の試みだそうです。昨日の夕刻の報道でも、このニュースやっておりますして、まさにこのニュースが出る前にこの通告をした、ベストタイミングだったかなと思うんですけども、これはちょうどキョンの北上が今懸念されておりますして、千葉から上がってくるんですね。利根町でも見られているんですけども、このときに取手市小文間方面、結構農作物——要は農地がたくさんありますよね。あの辺から入ってこられて、大分ちょっと心配をしております。この辺の対応、今どのようになっておりますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） お答えいたします。まず今、山野井議員から御紹介いただいたように、茨城県で報奨金の制度というものができました。現在、茨城県内におけるキョンの情報というところですけども、県のホームページで確認した内容ですが、2017年に神栖市で車にひかれたキョンの死体が確認されてございます。また2022年には、石岡市の筑波山山中に設置したセンサーカメラで、生存している個体が確認されています。また2023年にも、筑西市と下妻市でそれぞれ1頭ずつ——計4頭が今確認されているという状況で、いずれも雄であるということです。したがって、今の時点での茨城県の見解としては、生活の環境被害、農作物の被害が今のところ報告されていないということなので、侵入の初期段階というふうに考えているというところでございます。取手市におきましては、これまでも実施しているんですけども、県や地元猟友会の方と連絡を取りながらキョンの出没に関する情報収集を行っております。発見した場合には、県の生物多様センターへ報告することといたしてございます。地元猟友会とともに、目撃情報があった場合は周辺地域のパトロールを強化しまして、定着を防止するために迅速な対応を取っていきたいというふうに考えています。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。県の職員さんのインタビュー記事では、利根川がこのキョンの防衛線になる——の役割じゃないかと言っています。ただ、川

を泳いで渡る可能性や橋を渡る可能性についても言及しております。そうするとまさにこの取手市がキョンの入り口となる——懸念されるわけですが、この鳥獣捕獲の強化エリアというのがあります。これ取手市は多分イノシシしかなくてなかったと思うんです。これキョンが追加されておりますので、このキョンについてをテーマにエリア指定、国と県に要望したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 今ご紹介いただいたエリアの指定ですけれども、鳥獣保護法の改正がございまして、指定管理鳥獣捕獲等事業というものが実施できることになりました。これは集中的にかつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた指定管理鳥獣について、都道府県または国が捕獲等を行う事業でございます。茨城県では令和5年度、茨城県指定管理鳥獣捕獲等事業計画書というものを作成しております。この中では今のところイノシシだけが対象鳥獣となっております。実施区域として行方市をはじめ6市町村が指定されているところでございますけれども、現在、取手市は指定されていないという状況です。先ほど山野井議員からありましたように、キョンを含めたこうした対応については、県と協議をしたいというふうに考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。これについては国の交付金がありますので、ぜひ活用をお願いしたいと思います。その活用にあたっては、計画策定が必要になるということですが、今この辺は進捗はどうなっていますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えさせていただきます。鳥獣被害防止対策交付金の計画についてですが、こちらは今現在、農政課のほうで今年度中の計画の策定に向けて準備を進めているところです。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。そうしますと、この交付金が利用できる——要するにジャンルなんですけども、このICTとかを活用したものであったり、ドローン——昨日、ドローンサッカーの話が杉山議員からありましたけど、ドローンを使うということもできるようなんですけども、総務部長、大丈夫ですか、答えなくて。——ドローンの活用なんかもありまして、人力で——やっぱり限界があるそうです。高齢化も進んでいますし、その辺も含めて活用のほうをぜひお願いしたいと思っております。これについては今、策定中ということなので、もし交付金を活用できるようであれば検討していただきたいと思います。

最後になりますけれども、ふるさと納税の返礼品として、ジビエを千葉県で出している市町村がありますので、映像をちょっとお願いしたいと思います。

〔18番 山野井 隆君資料を示す〕

○18番（山野井 隆君） これが、ふるさとチョイスなんですけれども、これが千葉県有害鳥獣捕獲協力隊成果品ということで、キョン肉約1.5キロ、及びシカ肉ソーセージ8袋、こういった形でジビエとして提供しているということです。まさにふるさと納税——

財政部、大丈夫ですか、聞いていますね。いろいろなアイデアを——キョンが逆にこのピンチをチャンスに変えていただいてブランド化というのもありかなと。だから、いろんな方々と連携して——民間の力になると思いますけども、財政部長、物すごくちゃんと聞いていただいてうれしいんですけども。もう本当にここは——美味しそうじゃないですか。これ私の知ってる居酒屋さんでキョン肉をつくねで出してるお店があったんで、これをちょっと調べたら出てきたんですけども。ぜひ、いろんな形でピンチをチャンスに変えていただきたいと思いますと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、山野井 隆君の質問を終わります。

13時10分まで休憩します。

午後 0時10分休憩

午後 1時10分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

遅参届のありました佐野太一君が出席しました。

一般質問を続けます。

続いて、石井めぐみさん。

〔15番 石井めぐみ君登壇〕

○15番（石井めぐみ君） 会派みらい・維新・国民の会の石井めぐみです。どうぞよろしくお願い申し上げます。質問に入ります。マイナンバーカード。マイナンバーカード保険証——いわゆるマイナ保険証について伺います。国の法改正により、従来の保険証は廃止され、マイナ保険証として今年の12月2日以降から一本化されるということでスタートいたします。取手市民にとって暮らしと切り離せない重要な問題でありますので、質問に取り上げさせていただきます。2023——少し訂正をさせていただきますが、2023年4月までは、交付枚数と普及率として公表されておりました。しかしながら、交付枚数が人口を上回る例が出てきて、普及率を実質水増ししているのではとの問題が指摘され、2023年5月以降は保有枚数が公表値に加わり、さらに普及率という言葉が消えて保有枚数率として公表されるようになりました。通告の普及率ではなく、保有率に訂正をして質問をしていきます。マイナンバーカードの取手市全体の保有率について伺います。

〔15番 石井めぐみ君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、石井議員の質問に答弁いたします。市の人口に占めますマイナンバーカードの保有率ですが、国が令和5年6月から——先ほど石井議員から御紹介ありましたとおり公表しているものでございまして、令和6年4月末現在で、取手市は72.6%となっております。以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。その保有率の今数字をお聞きしまして、全国でも茨城県は下から数えて——下から数えて10番目ぐらいになって、もう本当に宮崎県とかは80%以上超えるということで、もともと取手市——茨城県内でも保有率を増やしていかななくてはいけないなと思っております。

続きまして、生活保護受給者のマイナンバーカード取得状況について伺います。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、石井議員の御質問に答弁させていただきます。生活保護受給者に対する保有率という御質問です。取手市福祉事務所における保有率につきましては、34.7%です。こちらの数字は、令和5年11月30日時点でアンケート方式で受給者に対して調査させていただいた数字となります。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。取手市全体では72.1%で、生活保護受給者に対しては34.7%ということで、これはどこまで目指して取手市として——マイナンバーカードが来年以降は保険証とかも全部一体化になっていくと思いますので、どこまで目指して——目標を掲げてやっているのか、また今後どのような対応をして——恐らく生活保護の方に対しては保有率じゃなくて取得率という言葉を使うと思うんですけども、どのように取得をしていくのかお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、下田 浩君。

○福祉部次長（下田 浩君） お答えいたします。生活保護受給者のマイナンバーカードの取得率ということで、先ほど福祉部長のほうから答弁いたしましたけれども、令和4年3月に、まず全受給世帯に対しまして、今後、医療機関を受診する際には、マイナンバーカードで受診できるんだというような旨のお知らせと、取得の促しについての通知を発送して取得の促しに努めたというところでございます。現在もまだ未取得者に対しましては、日頃のケース訪問等々で、各ケースワーカーから取得の促しをしているというところでございます。全員がマイナンバーカードを作っただけであれば、医療機関の事務も削減される部分もございまして、我々の事務のほうでも効率化が図れる部分もあるんですけども、なかなか生活保護受給者全員がマイナンバーカードを作るという状況には至らないと思っております。今現在、診療連絡票と——俗にいう医療券というのを持って受診をしているわけですけども、マイナンバーカードを取得されない方については、紙でのやり取りというのも今後も残っていくだろうと思っております。いずれにしても、促しは随時行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。この後でマル福のほうも入っていくんですけども、じゃあ生活保護受給者に対してのマイナンバーカードを取得してない——取得してない方に対しては、今後も期限を問わずに紙での対応ということでよろしいんでしょうね、はい、分かりました。

続きまして、マイナンバーカード健康保険証について。令和6年12月2日以降、従来の保険証は廃止され、マイナンバーカード保険証を基本とする仕組みに移行されるということですが、保険証の廃止以降の対応について伺います。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） 石井議員の御質問に答弁いたします。マイナンバーカード保険証につきましては、令和3年10月から本格的な運用が開始されているところですが、令和5年6月にマイナンバー法等の一部改正により、令和6年——先ほど議員もおっしゃってましたが、令和6年12月2日に現行の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が図られるという流れになっております。当市におきましては、国から示されましたマイナンバーカードと健康保険証の一体化の方針、こちらに基づきまして、従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止となることから、それ以降の交付はできなくなります。改正法の経過措置によりまして、廃止日から最長1年間は引き続き使用することが可能とされていることから、本年7月にお送りします健康保険証の有効期限を令和7年7月31日までとし、御手元に届いた健康保険証を使用することができるような措置を講じる予定でおります。また、健康保険証の有効期限である令和7年7月31日以降につきましては、マイナ保険証をお持ちでない方には、有効期限を迎える前に、従来の健康保険証に代わる資格確認書を申請によらずお送りいたしますので、現在の健康保険証と同様に医療機関等の窓口で提示することで、引き続き安心して医療を受けることができます。なお、マイナ保険証をお持ちの方には、御自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、資格情報のお知らせをお送りいたしますので、健康保険証と一体化後も必要な保険診療が適切に受けられるよう取り組んでまいります。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。マイナンバーカードと保険証が一体化され、健康保険証の廃止により医療機関などを受診することができない方を出さないためにも、市民への周知が重要と考えます。ここにいる24人の議員と行政職員の方は、恐らく常にいろいろ国とかそういう情報に携わっているので皆さん御存じかと思いますが、なかなか国の情報とか市の情報を取得し切れない方々にとっては、まだまだ恐らくマイナンバーカードが一本化されて保険証がなくなるということを御存じの？ない？方も中にはいると思いますので、非常に重要な周知の仕方を——今後の周知の仕方をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） それでは、ただいまの御質問に御答弁させていただきます。市民への周知の方法ということの内容かと思いますが、市のホームページ及び7月1日号の広報とりでに、マイナ保険証の利用と健康保険証の廃止について掲載し、周知を図ってまいりたいと考えております。あわせまして、本年7月の健康保険証の一斉更新時において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するチラシを同封し、国保及び後期に加入する全ての被保険者に対して周知を行う予定でございます。健康保険証による無

保険者いわゆる——廃止による医療機関の受診することができない方を出さないよう、今後も茨城県国民健康保険連合会並びに茨城県後期高齢者広域連合と密に連携協力しながら、万全を期して取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。今年の12月2日から一体化されて、1年間の猶予があるということで、恐らく来年の12月1日までは適用かと思えます。来年の12月2日以降、もしこれがマイナンバーカードを作成してないとか、知らなかったとかとなった場合の対応としては、国からの通達というのはどのように来ているのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） お答えいたします。健康保険証の有効期限ですが、法としては最長1年間は引き続き使用が可能となっておりますが、取手市の場合7月——この7月に発送いたしますので、令和7年7月31日までが有効期限というか、実際に使える期間として設定をされておりますので、まずその点をお伝えいたします。それが切れた後、紙の保険証もなく、マイナ保険証にも切り替えていらっしゃる方がいらっしゃる場合には、資格確認書というものを——こちらのほうは有効期限を迎える前に申請を待たずしてお送りしますので、そちらのほうで医療機関にかかっていたとすることができるような仕組みを整えてまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。それで対応できるということで認識しました。

続きまして、生活保護の医療券・調剤券にマイナンバーカードを使うことについて、医療機関側の体制がどこまでできているのか伺います。ホームページ見ると、2023年12月18日現在で、マイナンバーカード適用ですよという診療所だったり病院だったり薬局だったりの一覧表はもう既に確認してまして、この作成をするのも本当に市の行政の方々は大変だったと思いますが——この辺は評価はしているんですけども、今後どこまで——市内のどこまで準備されていて体制が整っているのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） お答えさせていただきます。議員の御質問、いわゆるマイナンバーカードのカードリーダーを読み取る医療機関での設置状況ということであるとありますが。令和6年の3月現在、まず茨城県の状況を申し上げますと、登録機関数が約4,400、運用開始——機械を設置している医療機関ですが3,951、運用率については89.8%となっております。次に、取手市の状況になりますが、こちらは令和6年の3月24日現在、市内161施設あるんですが、設置している医療機関については136でございます。こちらの装置につきましては、令和5年4月から設置が義務づけられているということになりますので、100%を目指して今後も努力していただきたいと思いますというふうなことでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。マイナンバーカードと保険証の一体化ということで、恐らく今後トラブルなども出てくると思います。もう実際にホームページでも公開されてるんですけども、目黒区では生活保護の方とひもづけてトラブルがあって、実際にこういうことがありましたとか公表されている中で、取手市として今後のトラブルへの対応とか、今までトラブルがあったとか、そういった事例があるのかお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） お答えさせていただきます。マイナンバーカードに関するトラブルについては、近年カード偽造等による本人なりすましの犯罪被害が相次いで報道されておりますが、マイナ保険証に関しては、保険者の誤登録によって誤った情報が他人に閲覧される事案が発生しております。マイナ保険証での誤登録につきましては、被保険者情報を手入力で行う社会保険の保険者が、情報を誤って登録したことにより、医療情報や薬剤情報で他人の情報がひもづけられたというものでございます。国のデータによりますと、令和3年10月から本格運用開始が始まっているわけですが、令和5年5月22日までの間で全国で7,372件の誤登録が確認されました。その誤登録が確認されたことで、国の指導による全登録データ、約1,571万件の総点検作業が行われ、正しい情報に修正された上で、現在は新たに誤入力チェックシステムを導入し、再発防止が強化されているところでございます。取手市の国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者情報は、住民基本台帳にひもづいているほか、システムによる突合チェックが行われておりますので、今日まで誤登録が発生した事例はありませんが、万一、同姓同名、同一生年月日であるが住所が不一致、または、同一住所、同一生年月日であるが氏名が不一致など、御入力疑われる場合につきましては、氏名、氏名片仮名、生年月日、性別、住所の5項目について、中間サーバーに登録されているマイナンバーカードの情報と照会が行われ、一時的にオンラインの資格確認ができないというような状況になります。取手市においても、マイナンバー登録に係るガイドラインに沿った資格確認の情報を適宜行っておりますので、安心してマイナ保険証を御利用いただければと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15 番（石井めぐみ君） ありがとうございます。では、安心して手続きいただければと思います。次の質問でマイナンバーカードを使ったオンライン手続について、取手市の現況について伺います。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） お答えいたします。マイナンバーカードを使用したオンライン手続ということなんですけれども、国と自治体が協力してマイナポータルというところからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとともに、積極的にオンライン化を進めているところという状態です。市民課業務に関連するオンライン手続ということになりますけれども、引越しワンストップサービスを開始しております。これはマイナポータルを用いてオンラインによる転出手続が可能です。これまでは、提出の際に、転出先と転入先の双方の役所の窓口に出向いて手続が必要でしたが、マイナンバーカードを

利用すれば、マイナポータルからオンラインで転出手続を行うことができます。そのため、転出する方は、転入先の役所窓口に出向くだけで住民異動の手続を完了させることができます。ということで、2回が1回になるということです。

それと、あとパスポートの更新申請ということもオンラインで行っております。これまでは申請と受け取りの2つで、窓口に来る必要がありましたけれども、マイナンバーカードを使用してマイナポータルから——やはりマイナポータルからなんですけれども、オンラインで申請することで、受取り——窓口へは受け取りだけ1回になるような形になります。

それと、窓口に出向かずということになるんですが、証明書を取得できるという点では、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアに設置しているマルチコピー機、そこから住民票の写し、それと印鑑登録証明、課税証明等の交付を受けることができます。これも一種のオンライン型。平成28年7月から開始していますが、住民票の写し、印鑑登録証明は、1通の手数料が窓口では300円のところ100円お安いということで200円でやっております。それと時間に関しましては午前6時半から午後11時まで、土日祝日問わず取得することができます。開始当初は平成28年度になりますけれども、住民票の写し、それと印鑑登録証明の交付件数が年間で456件でした。それがマイナンバーカードの普及に伴って、令和5年度は2万894件ということになって年々増加しております。一例として市民課業務に関連したオンライン手続を説明しましたけれども、マイナンバーカードを取得することで、各種オンライン手続も可能になると——今後はなると思っておりますので、今後も普及促進に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。マイナンバーカードが導入されることによって、非常に便利になったと私も感じております。

次の質問に移ります。今後の対応についてということで、今、マイナンバーカードのオンラインの手続の部分で聞きましたが、マイナンバーカード自体の更新については、また別だと思えます。5年と10年あります。これについて、今後オンラインだったりとか、そういった部分でも更新手続ができるのかどうなのか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） お答えします。今のところ、10年の更新、5年の更新に関しては、役所の窓口に出向いての更新ということになるんで、オンラインはまだ今のところできないかと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） 現時点では恐らく、これから始めるその一体化——保険証との一体化と、あと保有率を**広めて？高めて？**いくということに、今、国のほうも特化していると思いますが、今後恐らくオンライン手続もできるようになるのではないのかなと思いつつ、ちょっとこの質問をさせていただきました。

もう1点、私もまだ子育て真っ最中のママなんですけども——母ですね。母なんですけども、子ども医療費受給者証——マル福の紙があります。これと保険証とマイナンバーカ

ードの一体化ということで、令和8年からスタートするという認識しておりますが、ぜひ——ほかの自治体では先行してやっている自治体もあると思います。ぜひ取手市としても先行してやっていただきたいなど。というのは、恐らくゼロ歳児から18歳までは医療費がマル福適用だと思います。私ももう13歳の息子がおるんですけども、毎回、病院に通うごとに紙でやってるので、もう通院はしてませんが、病院を使うごとに紙を持っていくとボロボロな状態となっておりますので、ぜひ早い対応をしていただきたいと思い、この質問をさせていただいておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に答弁いたします。いわゆるマル福の受給者証ですね、こういったものもマイナンバーカード、マイナ保険証と一体化できないかということで、先行自治体において行っているというお話ございました。こちらなんですけれども、国におきましては、マイナ保険証を医療DXの基盤と位置づけまして、デジタル社会における質の高い医療の実現に資するものとして、医療分野でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進を図る施策の一つとしまして、令和5年度から先行的に国の公費負担医療、難病の方や地方単独の医療費助成、子ども医療費、マル福、こういったもの、また、予防接種や母子保健などについて、参加自治体の公募を行いまして、令和6年度中の事業開始に向けたシステム開発を進めております。こちらにはちょっと取手市のほう応募しておりませんでしたので、令和8年からの——令和8年度を目安として——令和8年度以降を目安としている全国的な運用の開始時期、こちらに合わせて、今現在、取手市としては自治体システムの標準化、クラウド化の運用と一体的に取り組むことを目的に進めております。引き続き国の動向に注視しながら、医療福祉費受給者の利便性の向上、またそのほかにも医療にかかる方、保険証を使う方の利便性の向上に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。国と県と取手市独自の給付の部分が入ってきて、非常に進めていくのが難しいとは思いつつも、この質問をさせていただいたんですけども、令和8年からスタートできるということなので、いち早くスタートできるように、担当課としても準備していただければと思います。この質問は以上です。

次に、カスタマーハラスメント対策ということで質問していきます。議会初日の一般質問でも染谷議員が、職場のハラスメントについて取り上げていらっしゃいましたが、私も数ある——染谷議員からは51個のハラスメントがあるんだということで、先ほど聞いたんですけども、数あるハラスメントの中から、顧客から暴言や悪質なクレームなどの不当な言動を取る？受ける？カスタマーハラスメントについて改めて伺います。先日や——昨日11時のニュース番組でも報道されておりました。東京都は、客からの迷惑行為などのカスタマーハラスメントを防ぐ全国初の条例の制定を目指していると報道がありました。条例化に向けて、都は、客のほかに、公的サービスを提供する役所の窓口や、学校などを利用する人などもカスハラを行う対象とする方針です。また昨日のネットニュースでも、北海道議会でも条例化を目指して進めるということでニュースにもなっておりました。カ

スハラを行う対象や起こり得る場面など、条例化に向けて動いているそうです。こういった動きを踏まえた現在の取手市の取組を伺います。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。染谷議員からの一般質問の際にもお答えをさせていただきましたが、当市ではハラスメントのない良好な職場環境の確保を目指しまして、ハラスメント全般にわたる取手市職員のハラスメントの防止等に関する規程というものを整備しております。本規程は職場内における職員によるハラスメント行為、この防止を主な目的としておりまして、市民や事業者からのハラスメント行為に対して抑止力が働くものではありませんが、職員をハラスメントから守るという観点では、カスタマーハラスメントについても職員からの相談を広く受け入れていく必要があるというふうに考えております。なお、セクハラやパワハラ、マタハラといった、こういったハラスメントにつきましては、厚労省のほうの指針においても該当となる行為が明確に示されておりまして、雇用者側には雇用管理上、講ずべき措置ということでの義務づけがされておりますが、カスハラにつきましては、雇用管理上、取組を行うことが望ましいとされるということにとどまっておりまして、明確な指針が示されておりません。こうした中、石井議員からありましたように、全国に先駆けて東京都が進めるカスハラ防止条例の制定は、国や全国の自治体のみならず、条例の効力が及ぶ都内の民間企業も非常に注目を高めているというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。もう染谷議員のところではほとんど言い尽くしていると思いますので、改めては聞かないんですけども、カスハラに対する取手市の防止対策は、現行のハラスメント防止規程によって行われているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。このハラスメント防止に関する規程のほうは、取手市役所の職場内における職員によるハラスメント防止——行為の防止ですね、こういったことを主の目的としておりますが、ハラスメントから職員を守るという観点からは、先ほども申し上げましたとおり、ハラスメントの種類やまた内容を限定せずに、カスハラを含め、不快な思いをしたり、または被害を受けた職員からの相談を広く受け付けていくという必要があるというふうに考えております。なお、取手市役所におけるカスハラ対策ということで挙げさせていただきますと、一般質問の際にも染谷議員のほうから御紹介をいただきましたが、昨年12月から職員の名札の表記を、それまでの姓と名、このフル表記から性のみという表記に変更いたしております。きっかけとしましては、職員からの事務改善提案、これを受けてのものとなりますが、来庁者からのハラスメント行為から職員を守る一助になるものというふうにも考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。ネットニュースによると、ローソンなどは、もう名前の下を——名字だけではなくて名前を変えて対応しているということで、ちょっと見させていただきました。また、カスハラに関する職員——職場での相談などは

あったのか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。ここ数年で人事課において把握している範囲では、お客様からのカスハラを受けたという職員からの人事課への直接的な相談はございませんが、理不尽なクレームやまた言動に対しては、各部各課において組織的に対応しております。お客様とはいえ、度を越えた言動には毅然とした対応も必要となりますので、過去には職員に対する暴言などの事案に対しまして、警察のほうに通報したという例もございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） 最後に、東京都が現在進めているような条例制定の予定は検討しているのか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。冒頭に石井議員からの御案内にもありましたとおり、東京都が制定に向けて現在進めているカスハラの防止条例、こちらは都庁の職員内のみならず、都内の民間企業を対象に含める形で広く、窓口やサービス担当者を利用者による迷惑行為から守るということを目的としているとのこと。こうした趣旨からしますと、所管する部署が職員管理の部署とは異なってくる可能性もございますが、いずれにしましても、まずは東京都が制定を進めているこの条例の内容がどのようなものなのか、また今回の東京都の動きを踏まえて、茨城県が今後どのような対応を取っていくのか、そういったものを注視してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） 分かりました。次の質問に移ります。子宮頸がんを予防するHPVワクチン接種について。国の支援切れが近い子宮頸がんワクチンの個別通知について伺います。まず初めに、HPVワクチン接種について、本市の対応状況について伺います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に答弁いたします。いわゆるキャッチアップ接種、こちらですが、HPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えによりまして接種機会を逃した平成9年度生まれから平成19年度生まれの対象者の方に対しまして、公平な接種機会を確保するという観点から、令和7年3月31日まで接種が進められております。個別通知ということに関しまして言いますと、令和4年度にキャッチアップ対象者のうち接種を完了していない方3,372人の、それぞれの接種歴を確認した上で、個々に応じた必要回数の子診票を4月から6月に順次送付しております。令和5年度になりましては、接種を完了していない方3,432人に対しまして、9価HPVワクチンの定期接種化を含めた内容の個別通知、こちらのほうをお送りしております。さらに令和6年度におきまして

は、それまで同様、接種を完了していない方3,814人に対しまして、今年度で公費の接種が終了いたしますということ、計画的な接種が大変重要であること、こういった内容を含めたチラシを個別通知としてお送りするほか、新たな取組としまして、取手市医師会が作成していただきました接種勧奨チラシ、こちらのほうも同封いたしまして、5月末に個別通知を行っております。また個別通知と併せて、高校生、大学生、20代の女性を対象にPRも実施しております。5月中旬には、東京藝術大学取手キャンパスの大学生に対し、市の勧奨通知と、取手市医師会に作成していただいたチラシ、こちらを配布しております。また夏休み前には、レッツトライ高校生講座を実施する市内の高等学校に、取手市医師会作成の勧奨チラシを配布する予定であります。20代の女性に対しましては、レディースプラス健診の受診勧奨はがきの中にキャッチアップ接種の内容を入れて、接種勧奨につなげていきたいと、このように考えております。さらには、予診票を紛失してしまった方や転入者が手間なく予診票を入手できるように、電子申請システムによって申請を行い、予診票を郵送するという、このような方法も取りながら、様々な形でキャッチアップ接種を進めていくようにしております。引き続き対象となる方が接種のタイミングを逃すことがないように、接種率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。非常に担当課としてしっかり対応しているのがよく分かりました。ありがとうございます。キャッチアップ接種の部分で、平成9年度生まれから平成17年度までの子供たちは——19年でしたっけ、平成9年から平成19年、10年間行われてなかったと思います。これ実質——ワクチンを接種している方とかも中にはいたと思いますが、実質、自己負担された方には実費分の還付とかはされる予定とか、その辺の対応のところについて、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えします。積極的勧奨となる前に実費でお受けになられた方は、確かにいらっしゃいます。その中で、ワクチンにも種類が幾つかありますけれども、2価ワクチンと4価ワクチンのほうを自費で接種したという方に関しましては、償還払いをするという制度を既に取っております。ホームページのほうでも御案内しておりますので、何件か問合せも来ている状況です。以上です。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） ありがとうございます。対応されているということで、よかったと思います。最後に1点だけ、ワクチンの件について、取手市のホームページを見て確認したところ、他市自治体——牛久市さんだったりとかほかの自治体を見ると、非常に情報量が少ない。やはり子育てしていて、非常に重要なワクチンの件に関しても、知りたいものが得ることができない状況かなと私は感じました。もう少し広く子育て世代に分かりやすいホームページの改定——改定というのかな、改定を求め——提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） 議員おっしゃるように、市のホームページ、それぞれの

担当課において作成している部分多々ございます。ワクチンに関してのページについても、市民の方含めまして、ただいまの御指摘も合わせて、分かりにくい、見にくい、情報量が少ない、様々なご意見いただいております。その都度、可能な限りよりよくする方向で動いておりますが、これからもいただいた意見を基に、可能な限り速やかに、可能な限り分かりやすく、情報量を多くできるように改善に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 石井めぐみさん。

○15番（石井めぐみ君） 私たち子育て世代は、市役所まで来て情報を得ることが非常に難しい世代でもございますので、しっかり——他の自治体、本当にもう近い自治体よく見ていただければ分かると思うんですけど、土浦市さんとか牛久市さんの、私たちが見るような子育て世代のホームページ、すごーくよくできてます。その辺も提案させていただきながら、今回の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、石井めぐみさんの質問を終わります。

続いて、遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 追及型、駄目だと言われたんで——前回ちょっとやり過ぎてしまったかなという感がありますので、本当に。年を取ったせいか喜怒哀楽激しくなりました、日本共産党の遠山智恵子です。一般質問を行います。まず1点目は、双葉地区での防災・減災対策についてです。あれから1年たちます。去年は全員協議会を開催し、幾度となくその都度開催していただいて、被災状況やその対策など取り組んでいることをまず評価したいと思います。市長、そうです、いいことはいいとして。さて、質問に入りますけれども、双葉地区の水害での、まず私はずっとこの1年間引っかかっていたんですよ、何かというと初動対応を——体制というよりも初動対応について総括しているんだろうかというのがちょっと疑問でした。まず伺います。

〔23番 遠山智恵子君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきたいと思っております。双葉地区の水害での対応についての総括は行われたのかというところでございますけれども、令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号による双葉地区浸水被害の検証結果といたしまして、浸水被害の原因と被害の概要をはじめ、今後の対策・取組など7項目から構成される検証結果報告を作成してございます。この検証結果報告では、東京大学生産技術研究所の芳村教授などの有識者への確認や、相談内容として市で考える浸水の原因や双葉地区における新たな避難判断基準の必要性、それから浸水被害減災に向けての効果的な取組など3項目につきまして、有識者の検証意見をまとめた資料となっております、令和5年11月29日の議員全員協議会において報告をさせていただきます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 先ほど述べましたように、毎回全協をまめに開いて、状況とかそれに沿った対応策というのは伺ってまいりました。私がここで今回、1年後にわざわざ取り上げてるのはどういうことかといいますと、例えば昨年6月3日——当日ですよ、安否確認を兼ねて避難を呼びかけたいと、自治会のほうから市に防災無線を流してほしいとお願いしたけど、できないと断られたんですということだったんですよ。その時点ではですよ。今はしっかり地域防災計画に明記されて、やっぱり改善しようということでもしっかり仕事をしていただいている。ただ、どうして——その初動対応の在り方というのがそこなんです。市民の声を聴いて素早く柔軟に、そしてかつ積極的に取り組むことができないのかなという、そこなんですよね。これは防災とかに限らず、平日頃の行政運営にも共通していることがあるんじゃないかなと、私は常々思っているところです。要するに、マニュアルがなくても市民の声に積極的に応えていくことが、今この時代、行政に求められていると思うんです。その角度で、視点で、いま一度、部長どうでしょうか。その点なんです。職員の姿勢というのかな……。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） 遠山議員の御質問に答弁させていただきたいと思います。初動というような——というところがございます。基本的には我々のほうで、マニュアルではございませんけども、定められたものに基づいて当然それを行っていくというようなところがございます。例えば、昨年、双葉地区に関する避難が、指示が遅れたとかというようなところも多分含めてのことだと思っておりますけども、そういったところについても、その検証を踏まえた中で対応をさせていただいております。例えば、大雨洪水警報が発令されてというところですよ、6時間を過ぎて——6時間にわたりまして降雨が予想されたりとか、その場合には高齢者の避難等——高齢者等避難を発令したり、それから土砂災害警戒情報が発表された場合には避難指示を出すというような形で、そういった——その時の状況を踏まえて、そういったマニュアル等について我々のほうでも改善をして、そういったフェーズになったときにどういった行動を起こすかというところについては、改善をしているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） だから市民の声を聴いて柔軟に、そしてより積極的に、要は住民の側に立って行動できないものかなと、そういったところなんです。で、対策本部に要望しても、各担当課に問合せしないと動けないとか。もう前にいろんな課を経験してくれば、ある程度一定の状況というか、仕事できると思うんですよ。そのくらいの、何とか——今、私は福祉部ですじゃなくて、防災経験してれば、あっ、たしかこういうことあったから、じゃあ後で、じゃあやりましょうというくらい、それで後ですぐ対策本部なり、今こういうことでこんなふうにやっていますとか、そういう連携は必要なんですけど、——首振ってる部長がいますけれども、でも、そのくらいがもう今欲しいなあと。いつ、どんな状況があるか分からないわけですよ。第一この間——去年の双葉の件も、2日の未明ですから、夜中ですから、ド、ド、ド、ドって増えたのは。うれしかったのは、こうい

った状況を聞いて一緒に行動していたのが消防署であり消防団なんですよ。で、私も何かで見たんですけど、消防団の方がハンドマイクを担いで、2人、3人体制で声をかけていたという、そこでボートを持ってきてまた乗せて避難させる、こういった行動が行われてたという、その辺のことを——行政側も動けたらいいなということで提起しておきたいと思います。

〔「消防の職員って全部職員でしょうよ」と呼ぶ者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） いいの、いいの。私はそれが必要だと思ってるんです。

次の2点目なんですけど、災害ごみの取扱いの拡充という点なんです。これも事業系の方から、何とかこのごみ処分してもらえないんだろうかという声を聞いて、私も役所のほうに要望したところがあります。その点どんなふうになつているのか伺います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 遠山議員の御質問にお答えいたします。今、事業系のごみについてというお話がありました、災害時の。災害時の事業系のごみについては、環境省が策定しました災害廃棄物対策指針に基づき、災害時に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等については、事業者の責任において処理することとされております。双葉地区の場合、事業系の災害ごみ、一般廃棄物について、可燃、不燃、粗大ごみについては受入れをしております。ただし、床材や壁材などを取り外した解体ごみ——産業廃棄物とみなすものについては、受入れをできないということになっております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 当事者の方というか、事業所の方はそういった説明を聞いて、結局は納得——納得というか理解したんです。で、処分しました。数十万かかったという。で、こういったことがいつまた起こるとも限らない。まあ起こるだろうと。そのときにうちがじゃなくて、皆さんいざとなったら困る人が——困る事業所もあるので、せめて一部分でも一部でもいいから補助を出してもらおうとか、何らかのこう——何とかなのか、見舞いの、——的というふうに言っておきますけど、そういったことも検討をしていってはどうかなということで提起して次に移ります。——突っ込まないでねということだったので。

〔発言する者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） （続）いや本当、問題提起、こういった課題がいっぱいあるということなんです。次の3点目、これも要望です。避難所……

○16 番（金澤克仁君） 要望、要望はだめ。

○23 番（遠山智恵子君） （続）要望——当時、住民からの要望があったことです。——そういうことよ、金澤さん。例えば避難所のどうしようかって、自治会の——自治会館の2階、じゃあそこにしましようということで、その点は早かったわけなんですけども。あと私も地域の方から声を聴いて、入浴——お風呂入りたいけど——とか、あとは買物したくたって車がもう水につかっちゃっていけないとか、こういったことで私も担当課のほ

うにそれぞれ——大体、安心安全かな、お願いの電話なりしました。その際、移動手段がないんですよ。はい、やることにしました、入浴もさくら荘のお風呂使っていていいことになりました——じゃあどうやって行くんだろう、いや、それは御自分で皆さん考えていただくしかありません、ということだったのね。そうすると、今、水につかっちゃって右往左往しているときにですよ、何とかその手段も——移動手段も含めた対応をできないものか、当時、不安な声がありましたので、その点を考えていただきたい、検討していただきたいと思うんですが、どうでしょう。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。昨年の双葉地区における浸水被害におきましては、浸水により給湯器が故障してしまった方より、入浴施設についての要望がございました。身体の清潔保持や心身のリフレッシュなどのメンタル面も考慮する中で、さくら荘並びにつくばみらい市の協力により、同市内のきらくやまふれあいの丘の2か所の入浴施設を開設し御利用いただきました。御指摘いただきました各入浴施設までの移動手段の確保につきましては、自治会、自主防災会、ご近所付き合いやボランティアの皆様の自助・共助による対応をお願いした経過がございます。災害被害の軽減には、自助・共助・公助が不可欠であり、非常に大切といわれております。特に大規模災害時には、行政による公助だけでは十分な対処が難しいことから、自治会、自主防災会、ご近所付き合いやボランティアの皆様の自助・共助による活動が重要になると考えておりますので、引き続きそういったことも自治会等にも相談をしながら、進めさせていただければと考えております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） せめてそういった感じで、こういう形でやってもらえないでしょうかということ伝えることも、私はその対応だと思うんですよ。それは地元で地域で考えてもらうしかありません、個別にお願いします、結局、ライドシェアでしたっけ、NPOのボランティア団体が、じゃあやりましょうと動いてくれたということで、地域の方はほっとしたというか——という話を聴いています。それもセットで説明というか応えていくべきだろうということです。

4点目の空き家対策ということなんですが、とにかくごみは出るわ、臭いはするわ、それはみんな全体なんですけど。近隣で困る一っという声があったんですが、その辺の対応はどうなんでしょう、どんなふうに考えます。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。双葉地内の水害に伴い、空き家対策の一環として、職員により罹災地域の現場確認を行い、空き家所有者に対し通知を行いました。具体的には、空き家が罹災した地域のため浸水した可能性があることや、汚水による家屋の汚損や腐食が予想されるため、修繕・消毒等、必要な措置を講じていただけるようお願いする内容であり、30件の空き家に——空き家所有者に通知をしたものでございます。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 通知をして、皆さん返事というか、あったんですか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。通知をさせていただいて、連絡をいただいている方もいらっしゃるが、その通知の——通知を出したんですけども、その返答がないようなものも実際多くあるのも事実でございます。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 最低、消毒とかはどうなんでしょう。そういうのはやれたんですかね、こういった水害の場合。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） 消毒に関しましては、厚生労働省の案内では、屋外における消毒は原則不要でございますが、双葉自治会からの強い要望により、環境対策課において道路の消毒を実施した経過がございます。家屋内に対しましては、双葉自治会において、茨城県薬剤師会の指導の下、希望者に対して消毒液を配布して、各世帯において消毒を実施したという経過がございます。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 空き家問題は、これは全市で取り組むべき問題だと思いますけれども、こういった、いざとなると本当に課題は大きいということで認識を、共通認識を持ちたいと思います。

続いて5点目の、水害対策としても市道認定の検討をということで、ちょっと提起させていただきました。御存じのように久賀小通りの一部まで公共下水道が来ています。環境改善の面で、下水道はやっぱり効果大です。そのために市道認定が必要かと思うんですけども、その辺、下水道組合と連携しながらちょっと踏み込んでいただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきます。現在、双葉地区内においては、市道と認定されている路線以外、すなわち、私道部分の道路敷地の約9割は取手市名義の土地となっておりますが、道路法上、市道として認定するためには、道路敷地上の所有権、賃借権や地上権などの権限を適切に取得する必要があるとございます。また、道路の認定のほか、道路区域の決定や道路の供用開始につきましても、所有権、賃借権や地上権などの権限を取得する必要があるとあり、こうした権利関係が整っていない現状の中では、市道の認定手続を行うことは難しいものと考えております。一方で、双葉地区内には既に市道や私道にも、ライフラインとして上下水道管や——失礼しました、上水道管やガス管が埋設されております。ですから、下水道管を埋設するに当たりましても、占用許可などを取得することは可能であると思われまますので、市道の認定が必ずしも下水道の埋設に必要な条件ではないと考えております。以上です。

○23 番（遠山智恵子君） 部長、これでいいです。終わり。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 大きな問題ではあるかなとは承知しています。ぜひ、引き続き検討をお願いしたいと思います。

続いて、6点目の田んぼダムとか遊水地——この「遊水地」が地面の「地」にしようか「池」にしようかというような感じで、本当は池のほうが、今回のこれは特に当たったのかなと思うんですが、遊水地の検討をお願いしたいと思つての質問です。以前も、私たち3・11の後、特に藤代エリアは田んぼが多くて低地と言われていています。ですから、そういう意味では、水害リスクから地域を守るということで、見附市へ視察行ってまいりました。それが、いつの間にか県でも、ついこの間——昨年でしたか、茨城県で田んぼダムを進めるというような新聞報道を見て、あっやってたということ、改めて効果というか、あるんだという認識を再認識したわけなんです。関戸議員——元ね、私どもの関戸さんも取り上げてきて、じゃあ農政課でやってみようかとは言ったんですが、いろいろ課題があるということは承知しています。でも、改めて県のホームページですとか、農水省のホームページを見ますと、雨水を田んぼに一時的にためるものなんだということ、誤解されやすいとあるんですよ——誤解されやすいと。あくまでも水田に降った雨を排水路にゆっくり流す。そういう排水をするというのが田んぼダムということで、写真も載っているわけですし、私たちも見附市に行って見てきたところなんです。ちょうど双葉の場合は、隣のつくばみらいのほうの田んぼからの水もあつたろうということ、広域にわたって取り組んでいかなくちやならない難しさもあるかもしれないんですけども、ぜひ引き続き研究していただきたいと思つての質問です。どうでしょう。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 遠山議員の御質問に答弁いたします。田んぼダムにつきましては、今、遠山議員が御紹介いただいたように、田んぼ、水田の持つ貯水機能を強化して豪雨による洪水被害を軽減する仕組みで、具体的には、田んぼから排出される水量をコントロールすることで下流域への水の排出を遅らせ、冠水防止を役立てるというものです。また、田んぼダムは少数の農家がばらばらに取り組むのではなく、地域の農業者の皆様が取り組むことで効果が発揮するものであり、取手市のみならず、農業用水を管理する土地改良区、広域的な農業者の理解と協力が必要であると思つています。昨年の双葉地区の水害時は、上流の農地、田んぼでは、あぜを越えて稲が見えなくなるまで雨水がたまっている状態でした。双葉地区の上流域で田んぼダムの取組が効果的か、茨城県や関係機関と協議し、調査研究をしていきたいと思つております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 県とかとも研究していくということだったので、引き続きお願いしたいと思います。で、当時は高須地区も本当に海のようになつたところでは、田んぼダムの域を超えるのかなという、そういう認識でもあります。本当に気候変動が甚だしいというか、そういう意味ではいろいろな——戦争どころじゃないよ。兵器買つてる場合じゃないというのは、私ここの場でも大きな声で言っておきたいと思つています。で、そういう意味では遊水池の検討をとつても入れてたわけなんですけれども、その辺もぜひ

今後の研究課題にしていただきたいと思います。これは農政部——まちづくり振興部だけじゃなくて建設部のほうでも一緒に横の連携、総務部も一緒に横の連携を取って検討をしていただきたいと思います。研究していただきたいと思います。

最後、鬼怒川決壊による常総市の大水害で、「素早い避難行動ができる確かな情報の周知」等々市に提言書が提出されているということで、私も取手市で、当時、鬼怒川決壊の後、交流センターで講演会があったんですよ。そこで私も参加させていただいてその時配られたというか、これは本当に市民——被災者の声を記録する会というところで、こんな立派な冊子を市民団体が作っていたということで、これがちょうど出てきたわけなんですけど、押し入れから。そしたら、自分、やっぱりどこも、いざとなったら災害時というのは本当に同じなんだな、共通してるなというところで提言を改めて読み直したところです。そういう意味ではこういったものもありますので、経験者は語るじゃないんですけど、大いに参考にしながら、私たち、取手市内でも悔いを残さないように積極的に、柔軟に市民の声に基づいて寄り添って対応していこうということで、次の質問に移りたいと思います。総務部、ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 　ん、遠山さん、7番目が聞いてない。

○23番（遠山智恵子君） 　（続）——あ、そうか——7番目がそれです。ぜひ参考にしてくださいということで……

○議長（岩澤 信君） 　質問は……。

○23番（遠山智恵子君） 　（続）部長にも確認済みなので——ということで、

○議長（岩澤 信君） 　そこ、質問はいいんですか。

○23番（遠山智恵子君） 　はい、はいというか、参考にしてくださいということで見せてありましたので、次に移ります。

○議長（岩澤 信君） 　続けてください。

○23番（遠山智恵子君） 　地域防災計画にある——総務部ですかこれも……

〔「総務部です」と呼ぶ者あり〕

○23番（遠山智恵子君） 　（続）失礼しました。計画の中にうたってるんですよ、災害に強い人づくり、また災害に強いシステムづくりと明記されていたので、ああこれ自助・共助——先ほども立野次長から答弁ありましたが、必ず防災というと「自助・共助」という言葉が出てくるので、じゃあ今、自治会の解散なんかも、私もちょっと——全国的にかもしれませんけれども、そういった問題ですとか、回覧版の班を抜ける地域——これ実はうちの地域でもそうだったというのでびっくりしてるんですけど、こういうコミュニティーがなかなか維持できないというところで、自助・共助をまた言っている所見を求めたいと思います。こういった実態についてどう思ってるというところで。

○議長（岩澤 信君） 　市民協働課長、海老原 充君。

○市民協働課長（海老原 充君） 　遠山議員の御質問に御答弁いたします。近年、少子高齢化や情報化社会の進展により、市民のライフスタイルや価値観が多様化している中で、全国的に地域の自治会・町内会に加入する割合は減少しております。当市においても例外ではございません。毎年、市内自治会・町内会に対して行っているアンケート調査により

ますと、取手市内全世帯数における加入世帯率は、令和5年度62.8%、令和6年度60.7%と年々減少傾向でございます。遠山議員がおっしゃいました自治会の解散につきましては、自治会・町内会は地域の住民の方が主体で結成されている団体であり、設立や解散について市への届出・報告の義務もないため、正確に把握はできておりませんが、これまでに行ったアンケート調査等から、自治会の解散があった等の実績は把握しておりません。回覧版の班を抜ける方が増えているとの御質問につきましては、市民協働課では市民の方から、足腰が弱り回覧版を次の方へ回すのが大変になってきた、また高齢者となって班長などの役員を全うすることができない等の理由から、自治会・町内会を抜きたいとの相談が自治会・町内会、市政協力員にあったことも把握しております。このような方のために、自治会・町内会の中では、自治会のホームページ等のSNSを利用し、紙での回覧版と併せて取り組んでいる団体もございます。自治会・町内会は地域の方が自ら住みよいまちづくりを目指し、協力して活動されている——協力して活動されております。市民協働課においても転入者に対して、自治会・町内会への加入の案内や、市ホームページで職員のささやき月・木・SAYなどにより、地域のイベントや活動取材した情報を発信等を行っております。令和4年度からは、市から紙による回覧のほか、市ホームページから閲覧できる電子回覧版、令和6年度からは、地域のイベント等の情報を発信できる自治会・町内会のイベント情報のページを開設いたしました。また令和6年度は、広報とりにおいて、自治会・町内会の取組等の様子を掲載するため、魅力とりで発信課と協議を進めております。このような取組が自治会・町内会への加入する人が増える特効薬になるとは考えておりませんが、自治会・町内会の活動を多くの方に興味を持っていただき、地道ではありますが加入の啓発促進に取り組んでまいります。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） これでいざというときに本当に——自助は自分で命を守るですから、よしとしても、共助って本当に——いや大丈夫、あとは自助・共助ですと言われましたけど、いやそれが心配なんです。私は昨年9月決算に当たっては、公民館の活動費もない中でどうやってコミュニティーをつくらうとしてるのというところで、共助というのであれば、共助できるような手だても、これ行政の役割も一つあるんじゃないかな。実は旧藤代町時代は、ボランティアを増やそうということで、夜、福祉講座をやったり子育て講座やっているいろんなボランティア団体できたんですよ。今も活躍している。また、高齢化が進んでしまってこの3月で終わってしまったという団体も複数あります、残念ながら。そういった状況で、やっぱり何らかの手だてを考えていくときではないかなというふうに私思っ、改めてこの提起を——問題提起をさせていただいております。地域コミュニティーづくりは重要だということは、もう認識は同じだと思うんですけど——共通してると思うんですが、実は私も再三、傍聴してきました、地域福祉計画、その中でも避難行動要支援者の把握と日常的な見守り、あと支援の推進を挙げております。自助・共助・公助や防災意識の啓発の取組をちょっと、改めて何かやりますかということでお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきます。ただいま御紹介にありました第4期地域福祉計画、この計画の中では、福祉を考える上で、やはり自助・互助・共助・公助という4つの役割について記載をさせていただいております。防災——ただし防災災害の対策におきましては、自助・共助・公助の連携が必要であること、中でも——先ほどから出ております自助・共助が重要であるということは、福祉部門としても認識しております。私のほうからは、この共助の部分になります避難行動要支援者に対する福祉部の取組について、お答えをさせていただきたいと思っております。社会福祉課においては、避難の際に支援を必要とされる方を対象とした避難行動要支援者台帳を整理しております。民生委員・児童委員の皆さんが独り暮らしの高齢者宅などを訪問した際に、登録が必要な方には避難行動要支援者台帳の制度の説明をし、登録への促しを行い、日頃の見守り、声かけなどを行っております。登録されました情報について、死亡や転出などの異動が生じたため——異動が生じた際には、そのたび更新作業を行っております。また、自主防災会などと避難行動要支援者の個人情報の提供に関する協定書を締結後、平常時から名簿の提供を行っております。その際、支援者が決まっていない要支援者には、地域の支援者を選任いただくようお願いをしているところです。近年、ご近所同士の付き合いの希薄化や高齢化などにより、なかなかその支援者が見つからないという声もございしますが、継続して根気強く促しを行ってまいりたいと思っております。また、その避難に関しまして、やはり一緒に避難所まで行きましょうということはなかなかハードルの高いという声も上がっておりますのが現状です。その際には、声かけだけでもお願いしたいということを伝えております。また、地域の支援者として個人の選任が難しい場合は、自主防災会などで災害発生の際は声かけをするなど、組織として支援をお願いしたい旨、今年度の自主防災会の総会において協力をお願いをしたところでもあります。避難行動要支援者の支援につきましては、地域の力に頼らざるを得ない部分でありますので、今後も関係各課や各組織と連絡を取り、継続して取り組んでまいりたいと思っております。さらに今年度は一歩踏み込みまして、避難に支援を必要とする人に対する個別避難計画、こちらは個別避難計画と申しますのは、誰が、いつ、誰を、どこへ、どのように避難させるか、こういった避難計画になります。その作成に着手してまいりたいと考えております。この作成に向けては、今年度につきましては、庁内における防災部局と福祉部局及び地域包括支援センターや介護事業所、障害福祉サービス相談支援事業者などの福祉専門職を交えた連絡体制の構築を図りたいと考えているところです。あわせて、内閣府の補助金を活用しましたモデル事業の実施について、取手市としましても手を挙げ県のほうに申請しました。採択される予定であると、つい先日、県のほうから連絡があったところです。これを受け、モデルとなる地域で、先導的、試行的に事業を展開し、個別避難計画作成のノウハウの蓄積や課題の洗い出しを行い、今後の本格稼働につなげていきたいと考えているところです。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君）　そうですね、モデル事業、当たる——当たるといふか指定されると、より具体的になるのかなという期待をしたいと思います。ただ回覧版を、二、三軒先であっても回覧版を届けにくくなったというくらい、超齢化の——高齢化、超高齢化の取手市、先ほども収入が37位——それって、いや活気のある取手市だったんですけど、やっぱりだんだん高齢化になれば、そういうところにも数値が出てくるのかなと、私はさっき聞いていたところなんですけども、その現実も踏まえながら一歩も二歩も進めていただければと思います。例えば、市政協力員をなくして、今、牛久市では地区社協が地域コミュニケーション——コミュニティーをつくろうということで、もう最初3か所かそこら辺から始まったのが、今、全て全域できてますということです。あと龍ヶ崎市でも各地区協議会が立ち上がっているということで、この辺もちょっと参考にしながら、取手市として、取手はどんな、どういったことだったらやれるかというところで、実は意見交換会で——市議会主催の意見交換会でも、市政協力員、この際なくしてでも何か検討したらどうかという提起をされたということもありましたんで、私も以前からその辺の課題意識持ってます。そういう意味では、地域の福祉、地域のコミュニティーづくりというところでは、もうちょっと、少し新しい取組も考えていく必要があるのかなというふうに思っています。市長の手腕、発揮というところですよ。じゃあその辺は今後のまたコミュニティーづくりに取り組んでいていただきたいということで問題提起をして、次の質問に移りたいと思います。ありがとうございます。

続いて、お待たせしました。教育委員会。ここんとこずっと取り上げてたんですよ。放課後子どもクラブ運営についてです。まず契約期間が満了に当たりというのは民間——民営化されて、この9月でいっぱいになるということで10月からということで、——繰越明許だっけ——やったりとかその辺は理解をしました。ただ、一旦切れるということでは、高井小、東小、藤代小の民営化での目標がありましたんで、まずその一つ、土曜保育はよかったと思っています。利用されているということで理解してます。まず1点目は、人的配置の点についてです。民営化の民間のノウハウを生かしてもらって人員を確保し——できるはずというふうなことで、それが理由の一つでした。で、支援員、補助員の配置状況からその目標は達成しているんでしょうか。児童40人に対して支援員2名——支援員2名ですよ、本来。ただ、そのうち1人は補助員でもよいというふうにされています。特に支援員配置の表を見ますと、藤代小、これで大丈夫、と思うんですよ。支援員が3人、児童数が135人、今年は4月、それに対して支援員が3人、補助員が5人となっています。例えば同じ民営化でも東小学校は児童数が155人に対して支援員8人いるんですよ。そして補助員が5人。ちょっと藤小、支援員足りないなというふうに思っているんですけど、その辺、どうなんですか、目標からして。適正なんですか伺います。

○議長（岩澤 信君）　答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君）　遠山議員の御質問に答弁させていただきます。御質問のありました藤代小学校放課後子どもクラブへの支援員の配置人数の件なんですけど、配置人数が

3人で、他の民間クラブ等と比べて少ないのではないかとといった御質問なんですが、藤代小学校子どもクラブへの今年4月の平均利用人数は67名となっております。この利用人数に対して、支援員の配置数は常に2人から3人が配置されており、補助員の配置も含めて——含めても、条例で定めている職員の配置については十分満たしており、適切な運用がなされていると考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 支援員も補助員も皆さん、会計年度——臨時職員なわけなんですよ。よく執行部からの説明だと、扶養範囲で——扶養範囲でということで時間制限されてしまうんで大変だというような、そういった話を聞いているんですけど、そういう意味で、大体通常67人というと支援員2人に——2人いて——40人が1クラスですからね、2人いて、それで補助員がまた2人、それ1週間というか毎月、またもうすぐ夏休みが始まるんですけど、それでもちゃんと適正だと思われてますか。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） それでは、遠山議員の御質問にお答えいたします。藤代小学校の放課後子どもクラブにおきましては常に——先ほども部長答弁にありましたとおり、常に支援員が2人ないし3人が配置されております。そのほかに補助員も常に配置されている状況にありまして、各支援員に対して、条例で定められた支援員2人、うち1人は補助員としてよいというところを、しっかりと満たした運営となっております。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） それに対して東小は155人ということで——何人の差だ、20人も変わらないわけですよ。それに対して支援員は8人いて補助員5人なんですね。だから、同じ働くなら余裕持って、ゆとりを持って働いていただきたいなあ、そういう中で子どもたちを保育——放課後保育に当たって従事していただきたいなと思うんですが、その辺を比較してはどうですか。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。高井小や東小、それから藤代小の放課後子どもクラブ、全て民間委託で実施しておりますが、それぞれ支援員の単位ごとに最低の数は配置するというので、その他に必要であれば加配していただいているような状況ですので、登録されている人数とその日に働いている人数というのは異なるということとは御理解ください。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 今回、質問事項の要旨の最後5点目に、支援員・補助員の処遇改善、そして有資格者の配置を求めるということで、あえてこの項目を付け足したんですよ。というのは、万が一、有資格者であれば40人——学校教育も40人今はね、もうすぐ令和7年度から35人ということになってますけれども。そういう意味では、有資格者であればある程度見れるかなとか、そういった意味で、子どもたちのことを考えれば、有資格者の配置も求めたいということで上げているわけです。その辺は人数、数字云々じゃ

なくて、本当にどう対応するかということで、私は前回3月は正規の職員も配置ということが国からも示されているけれども、どうかということで。そうすればいろいろ準備だとか、あと子どもたちの状況の引継ぎだとか情報交換も午前中やって、それで午後、子どもたちが学校から帰ってくれば、お帰りということで、安心して迎え入れられる、そういうゆとりを持った体制をつくっていただきたい。そういう意味では藤小は働きにくくないかなあという違った角度で心配をして、5点目、こういった項目も入れたところです。丁寧に慎重に見ていただきたいと思いますし、統括の方とも——民間の方とも役割ありますから、検討を進めていただきたいと思います。

次に、目標に対して、放課後児童クラブと子ども教室ごとに教室——部屋を分けて進めるということもうたってたはずなんです。その進捗状況を伺います。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。民間——民営化の目的の一つに、放課後児童クラブと子ども教室を分けた運営としていくということがございました。民間委託を行っている高井小学校・取手東小学校の放課後子どもクラブでは、学校の特別教室や利用可能教室を活用して、また藤代小学校放課後子どもクラブにおいては、クラブ室を2つに分けたうちの1部屋を活用して子ども教室プログラムを実施しております。なお子ども教室プログラムでは、参加を希望する児童が保護者の就労の有無にかかわらず参加している状況です。また、これまで市直営のクラブでは、子ども教室プログラムをクラブ室内で実施していましたが、令和5年度には、地域のボランティアと連携した子ども教室プログラムとして、和太鼓の体験を隣接する公民館で実施したり、体操教室などを地域のスポーツボランティアの協力をいただいて体育館を活用して実施したりということを行っているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 私も年1回ぐらいでしたか、運営委員会が開かれて、その内容を——会議録見ると、大分こう充実してきたなという年々、その辺は理解をしたいと思います。引き続きそういった角度でお願いしたいと思います。

次の直営クラブの運営状況というのはどうなのでしょう。改善など——お便りの配付、それも以前なかったわけなんです、その辺も合わせて。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。市直営クラブの運営状況についてですけれども、取手市放課後子どもクラブでは、質の向上のための取組としまして、令和6年4月から、放課後子どもクラブに順次、主任支援員を配置しております。この主任支援員制度は既に民間委託事業者が導入しており、保護者対応や学校との連絡窓口の一本化、放課後子どもクラブ内での支援員・補助員への助言指導による育成、また問題発生時の情報の集約などで効果が出ていたことから、市の直営する放課後子どもクラブでも、主任支援員制度の導入を検討しておりましたが、今年4月から実現したものでございます。今後も市が直営する放課後子どもクラブの運営をよりよいものとしていくため、全てのクラブに主任支援員を配置できるよう取り組んでまいります。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 私も 14 のクラブ、当時回って歩いたときに、この中からやっぱりリーダーというか主任つくってはどうかと、私は必要だと思ってんですけども言ったら、「いいです、いいです、そういうこと決めなくて結構です」と言われちゃったんですよ、何か——だからやっぱりみんなで意思疎通ができればこのまま仲よくやりますということだったんで、じゃあ分かったということで、そういうふうにしたんですけども。民営化されたことで、やっぱり責任の所在というか責任者を置くとか、そういった意味では内容も充実させてきたんだなということで、前向きに理解したいと思います。現に直営のほうはほとんどが支援員ですものね。皆さん講習を受けた方たちがほとんどというところでは、これはよかったというふうに思っています。それも付け加えておきたいと思います。

3 点目の、学校体育館のエアコン設置は急務。また、毎日生活の場となっているクラブ室には、室内にトイレ設置も急務——それ以上に急務ですということで、藤小子どもクラブのトイレ設置を質問要旨に入れたわけなんです。前にも言ったんですけど、災害時いざとなったら体育館が避難所になる。子どもクラブ室はこれ避難所になってないということが、ちょっと執行部のほうからもありましたけど、でもその中にトイレがつけられれば、クッションフロアで床も——何というか、体育館の床とは違うんで、そういう意味では、高齢者の方が体調を崩したりとか、そういった場合、福祉的な避難所にもなり得るということで、改めて私はこの 3 点目でトイレの設置を強く求めたいと思って取り上げたところなんです。昨日、赤羽議員の質問を通して、思いがけない答弁が返ってきたということで、私はもう改善の——おっ、いよいよ改善してくれるんだというふうに変えておられます。私が議員辞めたほうがトイレはできるのかなあとまで思ったくらいなんですよ、部長。それほど私は真剣に思ってたんですけど、やっぱりそれは市長なのかな——いや、昨日も赤羽議員の質問に対して市長が答弁しました。全部全て読むとまた時間がなくなるので、これは地域に戻って私の個人のニュースであったり、明るい取手でも載せられたらいいなと思ってるんですけども、いいことも載せないよね。——まず現市長、中村市長が就任後——実は定例会の後にも視察行ってくれたというのをちょっと現場から確認してるんです。それで、「いやあ市長さん、10 人くらい職員の方引き連れてみえましたよ」というのは、学校側の方たちだったんですよ、すごい喜んでましたよ。やっぱり現場に来てくれるというところは——局長も一緒に行ったの。——まず現場に出向き、子どもたちの様子を見ていただいた。しかも職員も多数同行させる、本当にいいことだと思って聞きました。昨日、市長の答弁に対し思わず、私、市長が自席に座るときに、「期待してまーす」と自分の席から声かけたんですけど、市長、聞いてました——あら、冷たいな。私言ったんだよ——言いました。そういうことなんで、そういう意味では現場に足を運んでもらったところで、現場の様子を見て一目瞭然、「こりゃ部屋の増設必要だなあ」って、市長さんおっしゃってましたというの、私は聞いているんですよ。——うなずいてくれてます。市長、答弁でそれ言ってくれるといいんですけどね。そこは大いに期待してるということで伝えておきます。

先ほど課長のほうからも答弁ありましたけれども、藤代小学校の部屋を一室借りること

ができた。これは本当課長も頑張ってくれてる、現場に足を運んでくれてる証拠だなあと  
思って私は受け止めたんですけど、いよいよ今度学校の話——学校側の話だと、余裕教室  
がない藤代小学校の状況の中、そうした中で4階の特別教室を4時半まで子どもクラブに  
貸してる、こっちからすれば借りてる。だからちょっと、「いや一部屋がない中で」とい  
うことで言われてました。それに対して東小学校では、校舎の空き教室を子どもクラブ用  
に利用してるんですよ。これも何年も前からずっと。その違い、分かりますよね。藤小は  
困ってるんですよ。ですから、私も4階の教室見ましたけど、見てってください、見てき  
ますという感じで、先生と。もう机が全部黒板のほうについてる。これ、子ども教室の部  
屋の状況じゃありませんよ。学校教育を済んで、ほっとして、生活と遊びの場である児童  
クラブであったり子ども教室に遊びと生活の場として「ただいま」と帰っていけるとろ  
に、また学校に戻るということになってしまうんですよ。そういう意味で、先ほど市長も  
うなずいていましたけれども、やはり、もう一部屋だけでも——一部屋だけでもクラブ室  
が必要だなということを、また再々度、私はここで提起したいと思います。

○議長（岩澤 信君） 遠山さん、質問に移ってください。

○23番（遠山智恵子君） ごめん、これになりました。ここに、質問に行き着きました。  
子どもクラブ室の脇に使ってないプールがありますよね。藤小は元中学校ですから、ずっ  
と昔の、だから校庭も広いし。ですから、このクラブ室の増設——あっ、その前にトイレ  
の設置、改めて会議録を見たら「トイレにつきましても」と書いてあるから、トイレもい  
よいよやってくれるというふうに理解したつもりなんですが、ちょっと私たち議場でいた  
者としては、ちょっと理解しがたかったということと、会議録を見ないと分からなかった  
というのがあって、ユーチューブを見ている市民の方からもちょっと問合せがありました  
んで、どうなったのと。その辺、トイレ設置、改めて伺います。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 遠山議員の御質問にお答えします。藤代小学校放課後子ども  
クラブのトイレの設置につきましては、昨日の赤羽議員の一般質問でお答えしたとおりな  
んです。いわゆるトイレも含めて、藤代小学校放課後子どもクラブ、やはり結構経過して  
ますので、空調設備の改修、施設環境の改善を図っていきます。そういった中の一つとし  
てトイレの設置についても、今年度の実施設計、令和7年度に改修工事をできるように、  
今、検討を重ねているところです。ですから、昨日の赤羽議員の一般質問に答弁したとお  
りです。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 一般質問でちょっと構えたかな。一般質問で通告書出したと  
きに、打合せってほかの議員もみんなやるんですけど、一言たりとてこういういい話全く  
聞かなかったんだけど、やっぱり市長の鶴の一声ってやつ。

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○23番（遠山智恵子君） いいことなんだけどね、ちょっと教育委員会に対して私これ  
聞かなくちゃいけない。

[笑う者あり]

○教育部長（井橋貞夫君） 藤小小学校の放課後子どもクラブ……

[チャイム音]

○教育部長（井橋貞夫君） （続）先ほど答弁させていただいたとおり、やはり設置後年数が経過しております。また、これまで執務環境で、どうしても一部屋が広いという環境は重々理解しておりましたので、教育委員会としても、以前からその執務環境の整備は検討しておりました。その結果によるものです。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） ああ議員辞めないでよかったです。3月議会の後、本当に怒り心頭で、答弁、質問に答えてないということで大きな声出して。本当に部長のところに詰め寄っていくのか、あつて心配した一つと、そういうときは引っ張ってくれていいよってお願いしてたんですけど。そのくらいだったのに、いや本当いい形で、この後、根岸議員や細谷議員も取り上げるということで、やっぱりこうやってみんなが取り上げることが、またこの決定に近づいたというか、決定につながったのかなということ、前向きにしっかり受け止めていきたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 遠山さん、あと2項目残ってますよ。

○23 番（遠山智恵子君） 増改築というか、その点についても答えていただけますか。落ち着いて過ごせるためにクラブ室の増設をということ。有資格者の配置というところでは、先ほどの民営化のところでも話しましたので、課題として受け止めていただきたいということ。増改築について答弁をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。藤代小学校放課後子どもクラブ室の増設とのことですが、令和5年8月31日付で、こども家庭庁及び文部科学省連名で発出されました、放課後児童クラブの待機児童解消等に向けた学校施設の活用等……

[チャイム音]

○子ども青少年課長（長塚逸人君） （続）についての通知において、学校施設等の有効活用についてとして、余裕教室の活用及び放課後等における学校施設の一時的な利用を積極的に促進することとされております。このようなことから、一時的な利用児童数の増加に対する藤代小学校放課後子どもクラブ室の確保につきましては、学校との連携・協力により、校舎内の利用可能教室や特別教室の活用での対応をまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） これ最後と思ったのに、一言言っておきますけど、県教育委員会の担当が——新聞報道ですよ、児童生徒の快適な学習環境や避難所としての活用のため空調の設置も行いたいという——促していくという学校体育館の空調整備、これもありますけどね。あと先ほど私、東小と藤代小の比較したように……

[チャイム音]

○23 番（遠山智恵子君） （続）余裕教室じゃないですからね、その点だけ伝えて終わります。市長ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、遠山智恵子さんの質問を終わります。

15時10分まで休憩します。

午後 2時54分休憩

午後 3時10分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、佐野太一君。

〔6番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） 日本共産党、佐野太一です。6月6日、議席番号6番、6月生まれで、一般質問をさせていただきます。

〔「おめでとう」と呼ぶ者あり〕

〔笑う者あり〕

○6番（佐野太一君） 通告に従い質問いたします。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。質問事項としてまず、市におけるSDGs（エスディージーズ）——言いにくいですね、SDGs（エスディージーズ）に関わるジェンダー平等についてです。画像を使用しますので移動いたします。

〔6番 佐野太一君質問席に移動し資料を示す〕

○6番（佐野太一君） SDGs（エスディージーズ）ということですね、皆様よく御存じだと思います。こちらは、SDGs（エスディージーズ）17の目標ということで、皆様よく目にされていると思います。ここで、中にはSDGs（エスディージーズ）って何だろうと思われる方もおられると思いますので、簡単に御説明させていただきます。SDGs（エスディージーズ）とは、サステイナブル デベロップメント ゴールズ（持続可能な開発目標）という意味ですが、これは2015年に国連サミットで採択されまして、内容は、誰一人と取り残されることなく、人類が安定してこの地球で暮らし続けることができるように、世界の様々な問題を整理し、解決に向けて具体的な17の目標を示したのが、このSDGs（エスディージーズ）、持続可能な開発目標ということです。人類とか地球とか世界とかというとても規模の大きなことのように思ってしまうのですが、国や自治体、企業、そして個人が参加して取り組んでいきたいと思いますということなんですね。後に質問にもつながりますので、あえて私からこちらで本市のSDGs（エスディージーズ）の取組の紹介をさせていただきます。ホームページに詳しく紹介しております——掲載しております。中に市内学校での取組や企業との連携、また、本市が取り組む意義として、誰一人として取り残さない社会をコンセプトにしていることから、自治体がSDGs（エスディージーズ）のゴールを意識してローカルな課題に取り組んでいくことの積み重ねが、グローバルな課題解決のために重要となると掲載しています。そして、令和2年度からスタートしました基本計画、とりで未来創造プラン2020では、おのこの重点施策をSDGs（エスディージーズ）のゴールに関連づけ、SDGs（エスディージーズ）の理念を意識し、地方再生——創生につなげていくとしています。さらには、令和4年4月1日付で、取手市SDGs推進本部を設置し、SDGs（エスディージーズ）の理念を全庁的に共有

し、市におけるSDGs（エスディージーズ）達成のための取組を総合かつ——総合的かつ効果的に推進していくともあります。お願いします。

〔6番 佐野太一君資料を示す〕

○6番（佐野太一君） これ、SDGs（エスディージーズ）の先ほどの中に最後にあった、これ、市長をはじめ、バッジをつけていらっしゃる方、いらっしゃると思います。これには意味があって、この説明までしますと私長くなってしまいますのでやめますが、このようにSDGs（エスディージーズ）には多様な目的、目標が組み込まれております。ここで説明が長くなってしまいましたが、ここまでを踏まえまして一つ目の質問ですが、本市では、SDGs（エスディージーズ）の観点からの生理の尊厳を守ることについてどう取り組まれているかお聞きしたいと思いますが、生理の尊厳はSDGs（エスディージーズ）のゴールの中の目標1「貧困をなくそう」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標6「安全な水とトイレを世界中に」に関わる課題となります。これらを踏まえて、生理の尊厳を守るための取組についてお教えいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、佐野議員の御質問に答弁させていただきたいと思っております。SDGs（エスディージーズ）の目標というようなところでございました。まず、SDGs（エスディージーズ）の目標5に掲げられてございます、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントにつきましては、SDGs（エスディージーズ）の重要なテーマでございまして、日本においては男女共同参画基本法で21世紀、最重要課題と位置づけられてございます。SDGs（エスディージーズ）の観点からの生理の尊厳を守る取組につきましては、男女共同参画の視点から代表なもの——代表的なものを挙げさせていただきますと、生理に関する差別の撤廃が挙げられるかと思っております。これは生理用品が高価であることなどを理由として、例えば学校への通学や職場への通勤に支障を来すことによりまして、生物学的性差としての女性に対する差別や偏見が生まれることが懸念されるというものでございます。このような例は当然ながら、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の形成に向けた障壁となることから、これを改修する手だてを講じなければならないということでございます。取手市では、SDGs（エスディージーズ）の理念を反映した第4次の男女共同参画——取手市男女共同参画計画を令和4年3月に策定をしております。この計画の中では、様々な困難を抱える人々の男女共同参画の視点に立った支援を主要課題の一つと位置づけまして、独り親家庭などの生活上の困難に直面する人々が、安心して生活できる環境の整備を進めているところでございます。ジェンダー平等につきましては、性別にとらわれず平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくことであり、男女共同参画の視点では、男女が共に理解し合

える社会を目指すことです。生理に関する偏見や差別をなくし、生理を経験する人々が尊厳を持って生活できる環境を整えることが、ジェンダー平等の実現につながるものと認識をさせていただきます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） SDGs（エスディージーズ）の観点から生理の尊厳を守る取組について、福祉部の取組について答弁させていただきたいと思っております。当市では生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託をし、くらしサポートセンターとして、生活困窮者全般の相談支援を行っているところです。生理用品に関しましては、経済的困窮により購入が難しいなどの相談があった場合に対応できるよう、フードバンクの一品目として生理用品を購入し、令和3年6月より、相談に対し配布できるよう体制を整え対応しているところです。コロナ禍の中で生理の貧困が社会課題として取り上げられましたが、この問題は経済的な困窮だけではなく、性教育、ジェンダー平等、虐待など、様々な課題が絡んでおり、現在では、女性の健康と尊厳として、生理の貧困から生理の尊厳として取り上げております。SDGs（エスディージーズ）の中でも幾つかの目標に関係しております目標1の貧困をなくそう、目標3のすべての人に健康と福祉を、目標5のジェンダー平等を実現しよう、などに関わってくる問題であると認識しております。それぞれの目標課題によって担当部署が異なりますが、福祉部といたしましては、この貧困という観点から、今後につきましても、くらしサポートセンターで経済的理由により購入が難しいなどの相談があった場合に対応できるよう、この取組を継続して行ってまいりたいと思っております。ちなみに、令和3年度から始めた事業でございますが、年々その実績は伸びておりまして、令和5年度実績としては、提供件数43件、寄附件数4件となっております。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、佐野議員の御質問の生理の尊厳を守るということに関しまして、教育委員会から答弁させていただきます。これらはSDGs（エスディージーズ）の観点から考えても、先ほど佐野議員が御紹介ありましたように、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「ジェンダー平等を実現しよう」「安全な水とトイレを世界中に」などに関わっており、生理に対する問題を適切に対処することが不可欠であると考えております。学校教育におきましては、生理に関する正しい知識を学ぶ機会が非常に大切であると考え、男女を問わず、生理に関する理解を深めることで、偏見や誤解を減少させ、尊重と共感を育む教育環境を構築していくことが必要だと考えております。具体的には、小学校4年生の体育科「体の発育・発達」の授業で初経や生理について学習します。また、中学校1年生の保健体育科「心身の機能の発達」の授業で、生殖機能について学習します。担任教師と養護教諭が連携し、発達段階を踏まえ、心身の健康の保持増

進に関する学習について指導に当たっております。また、市内には外部講師を招いて講演をしてもらっている学校もあります。その際には、授業参観として保護者にも参加を呼びかけ、生理についての保護者への啓発にも取り組んでおります。さらに最近では、生理の尊厳を守るため、男女を分けずに生理の授業を行っております。男女が一緒に生理について学習することで、正しい知識を学び、理解を深めることで、生理への差別や偏見をなくすることができることと考えております。学校での教育活動を通して、一人一人が正しい知識を学び、理解を深めていけるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。今お聞きいたしました生理の尊厳の問題は、私もちょうど1年ぐらい前に取り上げさせていただいて、都度、委員会でも聞かせていただいている、私のこれまでの議員になる前からの活動に準じた質問だったんですけども、今ちょっとお聞きしますと、やはりこれまでどおりだなという印象がどうも拭い切れません。特に今おっしゃっていたその6番目、「安全な水とトイレを世界中に」というところの観点からしますと、安全な水とトイレ、これ生理用品が置かれていないトイレが安全と言えるのでしょうか。これまで私が、公共施設のトイレや学校のトイレに生理用品を設置してほしいと求めてきました。前回、総務文教常任委員会でも質疑いたしまして、学校の状況は変わらずということでしたが、このたび教育長も変わられ、ある記事で私、拝見したんですが、「ファーストペンギンになろう」、現場に積極的にお声をかけてこられた実績、そして「子どもの笑顔が親を笑顔にし、そして地域全体を笑顔にすると信じている」というお言葉を目にし、大変感銘しております。これらについては生理の尊厳、特に今の状況では、SDGs（エスディージーズ）の取組は誰一人として取り残さない社会ではなく、今の状況では、誰か一人なら取り残されても構わないと私は受け止めざるを得ません。そうでないと言える根拠について、もう一度、教育長からお答えをお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 佐野議員の御質問に答弁させていただきます。これは以前に答弁させてもいただいておりますけども、この学校における生理用品の配布なんですけど、学校のほうから話を伺ったところ、やはり経済的な理由により生理用品を入手できないお子様からの相談や設置についての要望は全くないという状況でございました。そのため、今年度についても現状維持とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 今回は、SDGs（エスディージーズ）の観点から、人権ということについてのお話で生理の尊厳の問題をさせていただいておりますので、生理用品を置く、置かないについては、これ以上お話しさせていただきたくないと思うんですけども、声がないというのは、一言だけ言わせていただければ、聞こえてきてないというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。ちなみに、これは公共施設での生理用品の設置、これも以前と変わりませんか。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。財政部では、こちらの庁舎のほうの管理をしているところでございます。先ほど福祉部長が答弁あったとおり、くらしサポートセンターのほうでの配布をしておりますので、トイレのほうに生理用品を設置していることはございません。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ということは、また最後に言わせていただきますけれども、どこかで急なことがトイレであっても、社協まで取りに来てという取組に、私は受け止めさせていただきたいと思います。SDGs（エスディーゼズ）の理念からすると、私は全く合っていないんじゃないかなと。取り組まないとなる、そういった思いを感じてしまいます。これ以上は、ちょっと時間の関係もあるんです。ぜひSDGs（エスディーゼズ）の観点からしっかりと見直していただいて、やはり人権という問題から深くちょっと追究していただきたいというふうに思っております。この質問は以上にさせていただきます。

次の質問です。ジェンダーレスの制服についてです。近年、女子はスカート、男子はスラックスという従来の制服から、女子もスラックスを選択できる選択制を導入する学校が増加しています。性の問題や機能性、ふだんからスカートをはかないという女子もいることから、全国的に検討されて取り入れている学校が多くなっているということですが、現在、市内中学校の状況を教えてください。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 佐野議員の御質問に答弁させていただきます。ジェンダーレス制服についての市内市立中学校の現状についてお答えいたします。まずジェンダーレスとは男女の区別をなくし、性別に関係なく自由に生きることを目指す考え方であり、この考え方にに基づき、学校でもジェンダーレスの制服について考える機会が増えているところでございます。現在中学校では、ジェンダーレスの制服に対応している学校は3校、検討している中学校が3校でございます。検討中の3校のうちの2校は、ジェンダー対応の制服への変更に向けて話し合いを進めているところでございます。残りの1校については既に昨年度に生徒会によるアンケート等を行い、今後も様々な意見を取り入れながら、改定の方向性を決めていく状況でございます。最近、制服を改定した学校2校におきましては、生徒の意見を取り入れながら、男女ともスカートやスラックス、ネクタイやリボンを性別に関係なく自由に選べるようにしております。また、既存の制服をもとに今までのように性別でアイテムを絞るのではなく、ネクタイやリボン、スラックスなどを自由に上下選べるように選択肢を増やしているところです。制服を改定したり、選択肢を増やしたりすることは、学校生活を送る上での不安を少しでも解消できますが、トランスジェンダーの生徒に注目するあまり、ジェンダーレス、ユニセックスデザインに極端に偏った制服にしない、こういった配慮も必要だと認識しているところです。制服改定に関しましては、生徒や保護者の意見や考えも考慮し、各学校で決定しているところです。また生徒や保護者はもちろん、必要に応じて、地域の方にも丁寧な説明を周知していくことも考えられます。

検討中の学校に対しましては、トランスジェンダーの生徒の精神的負担をなくし、それ以外の生徒も満足して着用できる制服であることが望ましいということをお助けしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 導入が進んでいるということで、本当にうれしいことです。まだ検討中の学校もあると思いますけれども、これ学校単位で決めているということですが、新たな導入によって様々な御意見はあるかと思っております。私はこちら思うんですけども、ジェンダーレスというのをおっしゃるように強調してしまうと、トランスジェンダーだけじゃなく、身体と——身体の性と表現する性が違う子たちを含め、制服の選択がそのままカミングアウトになってしまうという懸念も生じてまいります。この辺は十分に検討していただきたいと思っております。しかしながら、私のところには、学校に届けられていない生徒や保護者からの声が届いています。セクシャルマイノリティーだけでなく、現在の社会に教育現場に疑問を持つ方は、「性別によって違う服装や見た目を指定することには、今の時代何の意味も持たない」「社会はどんどん変わっている」また「男女分けされた制服が苦痛で仕方がない」「自身を否定されるような思いだ」というような切実な声を私にいただいております。スカートや女性らしい服装が好きな子もいれば、そうでない子もおります。性の問題だけでなく、機能性や嗜好、誰もが選べる選択肢、たくさん選択肢を選んでいただいていると思っておりますが、そういったものをつくることで、生徒の学校生活が大きく変わる要因となることは間違いありません。各学校の生徒さんや保護者の御意見を基に各学校で御判断されているとは思いますが、これは各学校単位で決めるのではなく、住んでいる地域によっての格差、「自分が住んでいる学校にはない、だから着ることができない」というような、そういった問題が生じないように、市内全体で取組を考えてほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。文部科学省では、特色ある学校づくりを進めているところです。各学校が児童生徒や地域の実態、これらを十分踏まえ、主体的に創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開すれば、一人一人の個性を生かして生きる力を育む教育が可能になるとしてあります。そういった観点からも、市教育委員会で統一ということではなく、各学校での判断を重視しつつ、市教委からはアドバイスをするという形で進めていきたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 学校では、発達段階によって性差や人との関わり方などについて、生命の安全教育、例えば性教育、人権教育、または道徳などの学習を通して指導されているとは思いますが。通学している学校による格差をぜひなくしていただきたいのです。全市で取り組むべき課題だということをお伝えいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、学校現場におけるジェンダー平等の現状です。先ほどの制服の件もそうですが、その他、学校——現在学校内でのジェンダー平等の観点からの課題があれば教えていただ

きたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。学校現場におけるジェンダー平等の取組というものは、性別にかかわらず、全ての生徒が平等に教育を受けることを目的としており、とても大切なことだと認識しております。学校においては、かつては男女の区別があり、実際に児童生徒の自己肯定感や自己表現力を阻害するようなこともあったかと思えます。そこで現在は、ジェンダー平等に向け様々な取組をしております。例えば、まず出席簿や名簿について、これらは男女の別ではなく男女混合の形を取っております。また、行事や委員会などの役割分担、これを男女で変えることなどなく、誰もがどの役割も自分で希望してできるような配慮をしております。さらに体育や部活動においても、ジェンダー平等を意識した取組を行っております。例えば体操服においては、小学校、中学校ともにジェンダーレスの上着、Tシャツ、ハーフパンツ、これらを採用しており、性別による色や形の区別は一切しておりません。また体育の授業では、体育実技では、男女混合のクラスで同じ競技を行っており、保健の授業では、身体の機能の学習において男女も一緒に学び、ジェンダー平等を意識した内容で行っております。部活動では、以前は女子の入部が難しかったサッカーや野球といった競技でも、男女混合チームで安全にも配慮しながら常に男女一緒に練習し試合にも出ている例もあります。小学校においては、机やロッカーに貼る名前のシールの色、これらを同じ色に統一し、ランドセルや書道セット、エプロンなどの製作教材、これらも自分で教材の色や模様について自由に選べるような意識が定着し、性別に関するステレオタイプの意識は、ほとんど感じられません。また以前は、男子はキャップ型、女子はハット型の安全帽子——黄色い帽子ですね。これはJAさんから寄贈されておりますが、今年度からは全員がハット型というふうに変更になり、小学校のジェンダーフリーも進んでいるところでございます。今後もSDGs（エスディー・ジーズ）の観点からも、性的なアイデンティティーに関係なく自分らしく生きることを支援するとともに、ジェンダー平等の取組を一層進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 大変よい取組だと思います。ジェンダーフリー、ぜひ進めていただきたい。ちょうど言おうとしました出席簿とか、そういったものにまでしっかりと取り組んでいただいている。一つ一つの小さいことも、やはり当たり前だと思って生徒さんが発育していく段階で固定観念化されると、それが社会に出てから、なかなかそれを変えることが難しくなると思います。児童で、小学校、中学校、この教育現場にいながらも、やはりジェンダーの問題、生徒自身がしっかりと分かるように、固定観念を改善していくということに取り組んでいただきたいと思えます。またさらなる取組を期待しておりますので、ぜひよろしく願いいたします。以上で、この質問を終わります。

次の質問です。動物行政についてです。1番目の、動物の交通事故軽減の取組についてですが、これは補足ですが、これはペットの散歩中の事故ではなく、飼育者不明の犬猫や野生動物についてということになります。市の現在の取組がございましたら、お教えいた

だきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 佐野議員の御質問に答弁いたします。路上死——市では、交通事故などに遭った動物の路上死の死骸の回収について、タヌキなどの野生動物や猫など、毎年 200 件以上の対応を、土日、祝日を含めて行っております。令和 5 年度においては、猫が 3 割、その他の動物が 7 割であったことから、動物の交通事故などの路上死減少を図ることが必要であると考えております。特に常総ふれあい道路などが動物の交通事故等が多い状況であるため、注意看板を設置してドライバーへの注意喚起を促しております。また猫の交通事故については、飼い主に屋内での飼育を推奨し、また野良猫などの増加を抑制するため、地域で猫を管理する地域猫活動に対し、不妊去勢手術についてホームページでの普及啓発や、市動物愛護協議会等と協議しながら適正な管理を促しております。このような取組で動物の交通事故発生を減らしたいと考えております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6 番（佐野太一君） 死亡 200 件以上、猫が 3 割、その他動物が 7 割ということでお聞きいたしました。先日、私のほうに市民の方から、タヌキが車にひかれていて、そのタヌキが活着ているのだが歩くことができていない。よく見ると、そのタヌキはお乳が大きく張っていて授乳中のタヌキではないか。何とか動いてどこかに行こう、どこかに行こうと、物すごい必死な形相でいるタヌキを見て思わず保護してしまったのですが、どうしたらいいか。その後、どうしていいかわからないということで、その方は知り合いに助けを求め、あちこちに連絡をしたんですが、タヌキは救護対象外の有害鳥獣になりますので、保護という観点では扱えないことになっています。どうすることもできない、何もすることができなかつた悲痛の思いだったということで聞きました。今回、私はこれをどうにかしてほしいという話ではなく、そのように事故に遭う動物を少しでも減らす対策をしましょうというお話をさせていただきたいと思ひます。人と動物の共生センターの調べによりますと、猫に至っては、全国での殺処分数が 2019 年では約 2 万 1,000 匹、対して、車にひかれるなど事故で野外で亡くなっている猫の数は推計 28 万匹と、約 10 倍以上の数になっていることを調べています。特に交通事故は、動物が命を落とすだけではなく、ひいた方の心も傷つき、車も傷つき、こういったことがないに越したことはないというふうに考えます。例えばロードマップなど、事故の多発地帯の把握などは行っているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） お答えいたします。先ほど部長の答弁にございましたように、市のほうでは、道路でひかれた動物を回収してございます。そのデータを集計しているというところまではいってませんが、そうした状況を見て、先ほどの答弁のように、ふれあい道路のように交通量が多いところ、死亡事故が多かつたところ、そうしたところに看板を設置しているというところではあります。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ある程度把握して看板が設置されているということですね。しっかりとそれをデータ化して、例えば事故多発地帯というものをしっかりと何か分かるように市民にもしていただくとか、そういったことが啓発になると思います。結局、動物が事故に遭いやすいということは、ドライバーもやはり見にくかったり、視界が怪しいというような道路でもありますので、これは人身事故への対策にもなると考えます。動物を守るということは、やはりドライバーを守るということでもありますので、その辺をしっかりと、例えばロードマップ化して、この地帯はこの道路、ここら辺は事故がある、よく動物が飛び出しますよとか、そういったことを何か形にさせていただきたいなというふうに思っています。今後の取組としまして、啓発注意を促す看板の設置の数を増やすとか、例えば多くひかれているところがもし判明すれば、特に今は田舎道みたいなところだと、動物専用の獣道みたいなところが道路を横断している可能性というのもあるんです。その獣道なんかをしっかりと、例えば新しく道路を造るときには、地中に埋めて動物が通れるようにするとか、そういった取組を他の自治体では様々な工夫をやっているところがあります。そういったことをやはり取り組んでいただきたい。ほかの自治体では取組などをしておりますが、今後の取組として新たな取組を考えていただく、もしくは看板の設置の数を増やすロードマップを新たに形にするなど、御検討いただけますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） この動物の交通事故を軽減させるという取組については、今お話しいただいたように、ハード面とソフト面の両方必要かなというところは感じているところでございます。先ほど申し上げたように、道路でひかれた死体の回収をしておりますので、その分析というのは研究していきたいというふうに思います。またその結果に応じて必要な部分がありました場合には、関係部署と協議をしながら、そうした看板の設置というのにも研究していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ぜひ御検討いただきまして、これ動物愛護協議会なんかでも検討材料として議題に上げることができるでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 動物愛護協会の方とは定期的に会議を行ってございます。その中で、いろんな議題がございます。この議題はいいとか、これは駄目とかということはありませんので。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 以前に議会で取り上げられたことは、協議会さんのほうにも話をされているということでしたので、ぜひこの議題も御提案いただければと思います。ぜひよろしくお願いいたします。この質問は以上になります。

次に、取手警察署と市の連携についてです。現在、取手警察署が動物を一時保護されることがあると思いますが、これは市として、どのようなときということで認識してますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 市民の方から、市内に遺棄されている動物であったり、所有者が不明な動物がいますということで、環境対策課に連絡が入る場合がございます。そのときに職員が現地のほうを確認しまして、市のほうではちょっと一時保護する場所というのがございませんので、また基本的に——状況にもよるんですけども、そうした動物というのが落とし物に当たるというところがございますので、取手の警察署へ保護の依頼をかねてから続けているところがございます。取手警察署へ保護の連絡をしまして、取手警察署の職員と一緒に現地を確認しまして、そのまま保護をしていただきます。取手警察署では、一概にちょっと何日というところではございませんけれども、2週間程度はそこで、警察署のほうで保護をしているというところがございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。今おっしゃってたその取手警察署での保護、これはどういったところでどのように保護されているかというのは、こちら、市のほうから取手警察署に依頼があっていった動物が、その後みたいな形で把握はされてるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） まず警察で保護していただいた際に、例えば明らかに首輪をしていて、これ飼われているなということがある場合には、市のホームページに逸走情報——逃げてしまったということの情報でホームページでまず掲載してございます。また、先ほど申し上げたとおり、警察のほうでも保護していただくのが2週間程度ということがありますので、その後は、動物指導——県の動物指導センターのほうへ移送するということです。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） これ警察署で、どのような場所で、どのように保護の飼育されているかという実情、環境等面に関して、こういったものも把握されてますか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） その保護された動物にいろいろよるんですけども、例えば段ボールに入ったまま——小っちゃい子猫であるとか、そうした場合は、そのまま段ボールで保管されているというふうには伺ってますし、また大型の犬の場合は、おりの準備などもする必要があるということで聞いてございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 実際に見に行かれたこととか、環境面を確認されに行かれたこととかございますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 先ほど申し上げたように、通報が市のほうに入りまして、環境対策課の職員とそれから警察の方と両方で現場に行きまして、それで警察署のほうまで、また一緒に持っていくというところですよ。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 連れていくときは御覧になると思いますが、保護した後1週間た

ったとか、3日たったとかいう状態で、この犬がどうなってるかということをお覧になったことあるかということも含めてだったんですけど、分かりました。現在、例えば他の自治体、お近くですと守谷市などは、警察署で一時保護されるのではなく、民間団体や個人に保護される——保護してもらえよう取組を行っています。市として、市内動物の保護として警察署と連携して警察署以外で保護できる仕組みづくりを行っていない、今は行っていないというふうに聞いていますが、これまで行わなかった理由をお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 先ほどからの繰り返しの答弁になりますけれども、市のほうに連絡をいただいて、警察と一緒に同行して、それで警察署のほうで約2週間程度の保管期間があつて、その後、動物指導センターへ移送します。動物指導センターへ移送した後は、取手市にも動物愛護団体ございますけれども、そちらの愛護団体が、いろいろ里親を探すといったような活動を続けております。特に何でやらなかったかということではなくて、そうした取組を進めておりましたので、今後も継続して行っていく考えでございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 個人で引き取りたいとか、団体さん以外でもボランティアで一時保護をしたいという申出があったようなんですが、前例がないということで、警察署のほうではそれをお断りしたという話聞いております。こういったことのお話は聞いたことございますか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 聞いたことはございません。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 市にも連絡したとその方はおっしゃってるんですが、ちょっとその辺は定かでないので、分かりました。要は、その仕組みづくりをしっかりと行っていたら、警察署で保護されている期間の環境面というものをやはり気にしなくてもいい。この先、例えば梅雨の時期に大型犬が外にずっとつながれていたり、または夏、30度を超えるような暑い中でワンちゃんを外に置いている、もしくはクーラーなどが効かないところに置かざるを得ない。子猫、猫などもそうです。そういった、2週間もあれば体調を崩すということも十分あり得るわけですね。センターに連れて行ったときには結局、病犬として扱われて、病犬ということで引取りができない、そのまま殺処分というようなことにもなりかねない。であれば、一時保護している段階の健康面をしっかりと整えて、新しい飼い主さんを見つけられる環境をつくっていくということも、これもやはりできることなのではないかというふうに考えます。この仕組みづくりをぜひちょっと考えていただいて、これも協議会さんのほうでぜひ議題として扱っていただきたいというふうに強く思います。動物福祉の観点からも、これは非常によいやり方だと思うのですが、私だけでしょうか。ぜひお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、飼い猫の登録制度についてです。昨日、古谷議員から同様の質問があり、私は大変前向きな検討をしていただけたというふうに受け止めております。まだ昨日の今日では

ございますが、市が考える現在のこの制度について、採用するに当たっての課題などがもしございましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 古谷議員の御質問のときにも答弁しましたがけれども、まだこの猫の登録制度、やっているとところがなかなか少ない状況です。現在私たちもその情報を今いろいろ調査研究している最中でございます。県内ですと、もう古河市で行っているということを知っていますので、そのまず自治体、あとは県外でも幾つかあるようなので、そうしたところを調査研究しながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） まだ課題は見つかっていない、まだ調査研究段階ということですね。ぜひ今後、調査研究して、どうなったかということも、今後私のほうもまたお問い合わせさせていただきたいと思いますので、ぜひ早急に調査研究していただいて、協議会ともお話をさせていただきたいと思います。これは昨日質問もありましたので、以上とさせていただきます。

次に、学校現場における飼育動物についてです。現在、市内の学校で——市内学校での教育動物の——飼育動物の状況ですが、1校ごとの実情ではちょっとなかなか数が大変になってしまいますので、何かしらの動物を飼育している学校が小中で何校あるか、特に哺乳類、別にその他ということで教えていただくと助かります。無理でしたらまとめてください。よろしくをお願いします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 佐野議員の御質問に答弁させていただきます。現在、取手市立小中学校で動物を飼育しているのは、小学校1校のみで、ウサギを1羽飼育しております。学校では、このウサギのキャラクターを作成するなど、子どもたちにとっても慕われているそうです。毎日の餌や掃除などの世話は、委員会の児童が当番で担当していて、夏休みなどの長期休業日は、教職員が世話をしております。その他の小中学校では、観察のためのメダカや観賞用のグッピーなど魚を飼育している学校が多数ございます。世話については同様に、委員会や係の児童が行っております。観察のための魚の飼育は、児童生徒が愛着を持って育てることではなく——育てるだけではなく、理科の学習において、実際に雄と雌の違いや成長の様子、新たな命が誕生する場面などを間近に見ることができます。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。ウサギが1頭というんですかね、ウサギは。

〔「1羽（わ）」と呼ぶ者あり〕

○6番（佐野太一君） 1羽（わ）ですか。1羽いるということで、私、去年このウサギ見に行ったんです。これ以上ウサギが増えてなくてよかったなというふうに思うんですけ

れども、大分長い期間飼育されていて、本当にキャラクターができたりとか、皆さん愛着を持って育てているということで、生徒さんもすごくかわいがってらっしゃる。学校の先生にもお聞きしましたが、一生懸命育ててらっしゃるというのは十分理解させていただきました。しかしながら、本来ウサギというのは、適正飼育の温度が20度から25度、湿度が40%から60%の中で育てるのが適正というふうに考えます。これ動物福祉という面、アニマルウェルフェアという点から鑑みますと、あそこのちょっと飼育環境、夏場20度から25度、これ以上なるんじゃないですかね。湿度も雨が降ったらどうでしょう。雪の日も外にいます。そういったことを考えると、今は現状の状況をすぐに変えろというのは難しい状況ではあると思いますが、たまたま元気で寿命が長く、その環境に適応したウサギということで御理解いただいて、お子さんかわいがってるということは十分分かるんですが、本来教育の場であれば、こういったウサギはどういう環境で育てることが適正で正しいのか、それをしっかりとお子さんに教えてあげることも教育なんじゃないでしょうか。本来適正じゃない飼育方法で飼育している動物を、ただかわいいというだけでかわいがっていても、これは教育とは言えません。そもそもウサギがどういう環境で育つ動物、どういう環境で過ごす動物かということを、しっかりと教育現場でそれも教えていくということ、これを実際のウサギを使ってやっていくということをしなければ、お子さんたちが、あのような環境でウサギは飼ってもいいものだ、あれで十分だというふうに理解しかねないと思います。それは決して？絶対に？間違っています。そういったこともしっかりと教えていながら動物を飼育する、これは今すぐにでもやれることだと思います。現在のウサギはこういうところにいるけれども、本来ウサギはこういった環境に住むところじゃないんだよということを教えて、このウサギは頑張っているんだよ、大変な思いしてるんだよということをお子さんに伝える、真実を教えることが大切だと思うんですね。変な飼育方法をお子さんに植え付けていただきたくない。飼育する、しないは学校で決めることだと思います。ただ、飼育管理のマニュアルだとか、例えば飼育管理についての管理指導書などはございますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問にお答えさせていただきます。佐野議員おっしゃるとおり、現状の環境を変えることはちょっとなかなか難しいところでございます。動物愛護の観点から生き物の飼育ということを考えますと、飼育環境が適してなかったり、毎日の世話がおろそかになったりすることで、大切な命を傷つけることにもなりかねません。学校で生き物を飼育する場合には、飼育を通じて何を学ぶのかということ、こういった明確な教育目標を設定することが大切になってきております。飼育計画ですが、これらは作成をした上で飼育が行われていると聞いております。飼育環境を整えること、また餌やりや掃除など、そういったやり方、手順等も示しているというふうに聞いております。それに加えて、適切な飼育環境等も児童に指導していくことは可能かと思っておりますので、そういった観点も大事にしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 飼育マニュアル等は、ぜひ専門家の意見を十分に聞き取っていた

だきたいと思います。過去にウサギを飼ったことがあるから、もしくは小さい頃ウサギを飼ってたというだけの先生の知識で飼ってしまって、それが果たして正しいのか、こういった問題もあると思います。できれば学校統一で、もし飼うときは、こういった指導書みたいなものマニュアル、専門家の意見を交えた、そういったものを正しく作っていただきたいというふうに考えております。全校で統一した基準でしっかりと飼育、これウサギだけじゃないんです。ウサギ以外の例えばメダカだとか亀とか、そういったものも、そういったものにもやはり適正の育て方、正しい育て方というのが存在します。生き物全てにしっかりと適性した育て方というのを、ぜひお子さんにも教えていただきたいということを強く願っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。この質問は以上にいたします。

最後に、動物愛護管理の専門部署新設を求めるといふことなんですけれども、近年、ペットも家族という意識が向上し、犬猫に至っては大変多くの方が育てていると感じています。また高齢化や多頭飼育による飼育困難や飼育崩壊、こういったものもあると私も聞いております。実際、私のほうにも飼育崩壊だとか、高齢化で飼えなくなったなどの御相談も寄せられています。市内でも行って——市内でも起こっている問題は、今後も増加する懸念がございます。また、野生動物の問題も、動物の種類や数も増加しているなど、私の——子どもの数より動物の数が多いという中で、動物に関わる事案はより複雑化し、専門性も必要になってくるというふうに考えています。これは命を扱う、左右するお仕事だと思いますが、ぜひ動物愛護や動物福祉、そして管理を行う全動物を対象とした専門の部署を新設をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 令和6年6月6日、議席番号6番、佐野議員の……

○6番（佐野太一君） 6月生まれです。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） （続）6月生まれの佐野議員の御質問に答弁いたします。今、この動物の愛護管理ということにつきましては、環境対策課が担当部署となっております。我々、組織を検討するときに、やはりその業務の内容、あるいは業務量、それと人的な資源の配分などなど総合的に日頃検討しているわけでございます。動物に関してですが、いわゆる飼われている動物に関しましては、その愛護管理ということについては、飼い主のモラルですとかマナーといったことが、その動物の人間あるいは地域との関わりの中で非常に大切であるというふうに捉えておりまして、そのようなことについては、ホームページで飼い方や散歩の際のマナー、また猫との共生の仕方など、様々な啓発を行っているところでございます。また、いわゆる野生動物に関しましては、こちらは鳥獣保護管理法等に基づき国県の関係機関と必要な連携を取り、あるいは委託や専門分野の方に依頼するというような形によって、現在対応しているところでございまして、必要な組織体制は取れているという認識でございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。必要な管理体制は取れているという認識というふうに受け取りました。これ、今本当に動物行政というのは多様化してまして、前回かな——前々回、私も一般質問で投げかけさせていただきましたが、やはり福祉との連携、独り住まいの高齢者が飼っていた動物などの問題、防災の問題——ペットの防災ですね、前回お話しさせていただきました。こういったこともやはり動物の部署としては関わっていくべきなのではないかと思えます。前回ちょっと話をさせていただいた中では、やはり全庁を通してまたいだ形での取組が、まだちょっと行われていきにくいんじゃないか、取れてないんじゃないかという印象を持ちました。福祉との連携や防災、安全安心課との連携などをやはり深めていただくためには、今の体制がしっかりと取れているということが、果たしてよいのでしょうかというふうに思います。ちょっと何点か、私も以前、動物行政について投げかけさせていただきましたが、その際もやはり人手不足だとか、環境対策の人員の問題を口にする場面もございました。こういったときに人手不足によって動物行政が損なわれる、これ基本的にはやっぱり命を扱う部署ということにもなりますので、しっかりと人手不足、人員不足で収めていただきたくないなという点で申し上げました。それを含めまして改めてもう一度お聞きしますが、御検討いただけませんか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。現状といたしましては、国県などとの連携や猟友会への委託など、専門分野の方との連携を深めていくことで必要な体制が取れていると考えておりまして、現行の組織体制を維持していきたいと考えております。また、小堤議員への御答弁でも、こども部ということでお答えしましたけれども、やはり集約と連携ということで……

〔チャイム音〕

○政策推進課長（高中 誠君） （続）こども部の考え方をお伝えさせていただきましたけれども、現行の環境に関しましても、そういった司令塔、言わば動物関係の司令塔としての役割がありますので、他部署との連携を取って今後もやっていただくということになるかと思えます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） もちろん、やっぱり連携は取っていただきたい。前回の質問のときに調べましたが、やっぱり連携不足だということは、私はちょっと感じております。そこを——特に福祉、あと防災、こういった関係の動物行政はしっかり連携を取っていただきたいというふうに考えています。あと現時点で専門家との連携が取れていて人員も不足していない、問題ないということでしたら、今後、私のほうからもいろいろ提案させていただきたいこともありますので、ぜひその部分も含めて御相談を、これからたくさん投げかけさせていただきたいと思えますので、ぜひともよろしく願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、佐野太一君の質問を終わります。

最後に、落合信太郎君。

〔14番 落合信太郎君登壇〕

○14 番（落合信太郎君） 公明党、落合信太郎です。今回は高齢者の就労支援について質問をさせていただきます。ちょっといきなりなんですけれども、昨年、市長は所信表明で、大切にされている政治信念、「住み続けるほど好きになる街をつくる」と述べられました。御本人を前に誠に僭越ではございますが、これ言い換えるならば、これ生涯現役と言っても過言ではないのかと、かなり強引ではありますが、人生100年時代、住みなれた我がまち取手市で生涯現役として活躍できる、これほどの喜びはほかにはないでしょう。私はそのように感じた次第でございます。何かで人の役に立つ、自分を必要とする場所がある人は幸福であると思います。このテーマは大変大きく、本来であれば全庁全ての部署に質問したいところですが、今回はテーマを絞って質問をいたします。本市のシニアの皆様は健康意識も高く、近隣自治体、牛久、守谷、つくばみらい市と比べると高齢化率は35.2%と、約5から10%高いにもかかわらず、県内でも本市の介護認定率は低く、県の上位を本市のシニアの皆様方が牽引をさせていただいております。人口減少、少子高齢化等々、将来に不安を抱くニュースが定期的に報道されますが、元気に生き生きと活躍する素敵なシニアの皆様と接していると、将来のお手本として憧れてしまいます。若い世代、現役世代の将来の希望の源泉として誇らしく思っております。ここで資料を用いて質問しますので場所を移動いたします。総務省統計局の資料なんですけれども、お願いいたします。

〔14 番 落合信太郎君質問席に移動し資料を示す〕

○14 番（落合信太郎君） 昨年9月、敬老の日を迎えるに当たって、統計から見た我が国の65歳以上の高齢者の姿について取りまとめた資料です。皆様既に御存じかと思いますが、高齢者の人口、日本の65歳以上の高齢者は3,624万人、2022年時点ですが、総人口に占める高齢者人口の割合は29.1%と過去最高、世界に類を見ない超高齢化社会に突入しております。平均寿命は男性で81歳、女性は87歳でさらに延びる見通しです。75歳以上人口が初めて2,000万人を超え、10人に1人が80歳以上となりました。日本の高齢者人口の割合は、世界200か国・地域で最高。希望する仕事の職種は、男性は専門的・技術的職業が最も多く、女性はサービス職業が最も多いそうです。高齢者の有業率は、男性は山梨県が最も高く、女性は福井県が最も高いそうです。2022年の高齢者の就業者数は、2004年以降19年連続で前年に比べ増加し912万人と過去最多となっております。2022年の15歳以上の就業者総数に占める高齢就業者の割合は13.6%と、前年に比べて0.1ポイント上昇し過去最高となっております。就業者のおよそ7人に1人、高齢就業者が占めております。2022年の高齢者の就業率は25%——25.2%となり、こちらも前年に比べて0.1ポイント上昇しております。年齢階層別に見ると、65歳から69歳は50.8%、2人に1人、70歳から74歳は33.5%と、3人に1人、いずれも過去最高となっております。高齢者の就労が進む背景には、老後の備えのために働けるうちは収入を得たいという事情や、健康寿命が延び、元気なうちに働きたいという人が増えたこと、そして高齢者の雇用拡大のための法改正があったことなどの背景があります。ともあれ、就労に意欲的なシニアの皆様がその希望と能力に応じて活躍し続けることをサポートする、とりで生涯現役ネットについて、シニアの就業、起業、地域参加サポートの場、その取組について、まず初めにお聞

きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 落合議員の御質問に答弁いたします。これまでのとりで生涯現役ネットで、どのような事業を実施してきたかという御質問だと思います。生涯現役促進地域連携事業は、地域における高年齢者の就労促進に資する事業として、平成30年に、市やシルバー人材センター、商工会、社会福祉協議会などで構成する取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会、——とりで生涯現役ネットを立ち上げました。協議会では、地域の貴重な人材である高年齢者の活躍の場を、就労を通じた社会参加、起業による地域活性化、ボランティア活動による地域参画の3つの柱と定義し、令和5年度まで2期6年間にわたって事業を展開してまいりました。実施してきた事業では主なものとして、総合相談事業では、リボンビル5階に設置した相談窓口において、求職者や求人者である事業主からの相談を直接受け付け、高年齢者一人一人の顕在的希望や潜在的ニーズを丹念にヒアリングし、本人の働き方の希望条件、経歴、ニーズなどに合わせて、求人先への紹介はもちろん、必要に応じてハローワークやシルバー人材センターなどに働きかけを行ってまいりました。また、シンポジウム事業では、地域の高年齢者に対して、高年齢期のキャリアの選択や雇用、就労、起業に対する意識改革と、地域全体で高齢者雇用に関する機運醸成を図ることを目的にシンポジウムを開催し、参加者に対して本事業の紹介をすることで、就労希望者の総合相談への窓口への誘導を図りました。さらに、セミナースクール事業としては、主に単日開催のセミナーを各種——各重点業種への興味や意欲を高めるための入り口的な内容と位置づけ、スクールはより専門的、実践的な内容に位置づけて行い、高年齢者の就業や起業、社会参加を、マインドとスキルの両面から支援を図ってまいりました。これらの事業について、地域における高年齢者雇用に対する事業所、庁舎や皆様からのアンケートを基に、事業統括員や事業推進員が中心になり、情報の発信と事業展開に取り組んできたところでございます。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） 丁寧に事業の説明を紹介していただきました。本当にこの6年間で様々な事業を行ってまいりましたので、そのほかにも、この生涯現役ネット主催による生涯現役社会の実現に向けたシンポジウムでは、これは世界的にも有名な、御高名な方をお迎えして、世界最高齢のアプリ開発者である若宮正子【OK】さんや、脳科学者の茂木健一郎氏の基調講演、シニアの皆さんを交えたパネルディスカッション、また、講師に各界のスペシャリストをお招きした様々な講座等々、そのほかにも生涯現役ネットが行ってまいりました事業、高齢者雇用の新規開拓啓発など、本市で活躍するシニアの皆様にとりでの活力と、生涯現役社会の実現のためのこの啓発活動を実施してきたか、その効果は計り知れないと思っております。しかし、残念ながら現在、市ホームページを拝見しますと、このとりで生涯現役ネットは、今年の3月31日をもってこの事業が終了したと

いうことで掲載をされていると——掲載がされております。この6年間で多くの成果を積み上げてきたこの事業なのですが、今後どのようにシフトしていくのか、本市の今後の取組についてお聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） 落合議員の御質問に答弁させていただきます。議員に御紹介いただいたように、生涯現役ネットでは、シンポジウム事業で著名な方をお招きして基調講演等を行わせていただいたり、セミナーやスクール事業を開催させていただき、多くの方に——高年齢者の皆様に御参加いただき、また、アンケート調査においては、高い満足度を皆様から頂戴したところでございます。また一方で、市で取り組んでおります事業におきましても、情報収集力向上の面では、シニアスマホ教室、こちらを開催しております。年々、開催回数を増やすとともに、スマホよろず相談ですとか、そういったところも開催しております。また、社会参加の面では、シルバー人材センターによる就業機会の提供など、高齢化が進展する中で、高年齢者層の方々の支援事業には様々取り組んでいるところでありまして、さらなる事業の充実が図られているというところでもございます。また、取手市にはふるさとハローワークが設置されており、高年齢者への皆様の就労に関する情報が行われております。企業におきましても、定年の引上げ、継続雇用制度の導入など、高年齢者層の雇用を確保する取組が進められているところでございます。これらの行政、民間企業における高齢者支援の取組が、高年齢者の就労支援に対する継続的な結び——継続的な取組、また支援に結びつくというふうにご考えております。生涯現役事業のこちらは、令和5年度で委託期間の満了を迎えまして終了とするところなんですけれども、こちらの事業効果や課題等を生かしながら既存事業にも反映できるように、庁内や関係機関と連携・協働を図りまして、高年齢者の皆様の健康で潤いのある生活支援等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） 確かに取手市には、地元にはハローワークなんかもあり、大変利便性も感じているところですが、皆様ご存じのとおり、職種の不マッチというの、ちょっと見過ごしてはならないというふうに思っております。一般的にシニアが最も多く希望する職業は事務系のお仕事です。しかし、シニア向けの求人では、事務系の仕事はほかに比べて少ないのが現状です。多くは接客ですとか警備、清掃の仕事で、不マッチと言われている状況が生じている実態でございます。この東京豊島区のハローワーク池袋、昨年度、シニア向けの窓口を利用した仕事を求める高齢者7,220人に聞いたところ、希望する職種で最も多かったのは事務で23%でした。一方、この中で実際に就職できた人の職種を見ると、最も多かったのが運搬ですとか清掃で33%。就職といっても、まずイメージする、この希望する仕事と就きたい仕事に大きな差があるということが分かったそうです。こうした不マッチが壁となり、仕事が見つからないケースも少なくないと言われております。この池袋のハローワークでは、シニアの方は現役時代に就いていた仕事が多いため、同じ仕事を探すことが多いので、ただ一方で求人側は、事務職の求人はあっても、なるべくなら若い人を採りたいというニーズがまだ高く、そこで不マッチが

起きているというふうに言っております。このハローワークでは、仕事に早く就きたいという人には、本人の希望や得意分野も踏まえて職種の転換を勧めているそうなんです。そのような背景を踏まえて、本市だけではなかなか、10万都市と言えどもなかなかパイが小さいというのがありますので、できれば近隣市町村との連携、また官民による大胆な各課連携した取組が必要ではないかというふうに思っているんですが、その辺いかがお考えかお聞かせをいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えさせていただきます。近隣市町村との連携——広域で就労支援ということなのですが、そういった面では、県南の7市町村を管轄しております龍ヶ崎のハローワーク、こちらとの連携からも情報共有が図れ、再就職などを希望される高齢者の皆様に対して、広域での求人情報の提供など雇用機会の創出が図れるものとなっております。ハローワーク龍ヶ崎では、高齢者のための就職相談窓口といたしまして生涯現役支援窓口が設置されており、高齢者の方の採用に意欲的な企業の求人情報の提供、また、求職者向けには本人の就職ニーズなどに応じた関係機関の相談窓口について情報提供されているところでございます。また、市のほうの団体といたしまして、これまで生涯現役事業の構成団体でありましたシルバー人材センターですとか、商工会、社会福祉協議会、こちらなどと地域の関係機関や市内企業との連携を図りまして、高齢者の就労支援に関する情報提供、協力体制を整備することも高齢者が働きやすい環境を整えるものと考えております。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） ありがとうございます。高齢者の就労支援には、年齢とか健康状態など個人差があり、個人のそれぞれに合わせた支援が必要であるというふうに思っております。先ほども述べましたけれども、高齢者の就業率が全国でも最も高い福井県、ちょっとこの取組を紹介させていただきたいと思います。ちなみに全国——この福井県は、都道府県幸福度ランキングでも1位は有名です。シニアの働き方のヒントとして、企業の実例から探る業務の洗い出しと改善の2つの鍵があるというふうに言われております。

福井市のT病院では、看護や介護、事務などに当たる192人の職員のうち、26人が64歳以上です。高齢者でも無理なくできる業務を徹底的に洗い出すことで、現役世代とシニアが業務を分担しているそうです。最高齢の84歳の介護スタッフTさん、約1年前から週4回、1日4時間の短時間勤務をしているそうです。Tさんの業務は以下の4つです。消毒前の器具の洗浄、病院内の書類運び、トイレや部屋の掃除、薬や検査機器などの物品の運搬、病院で行う業務は、診察や治療だけでなく、入院患者の食事の介護や検査機器の準備など多岐にわたります。業務を一つ一つ洗い出した結果、Tさんには身体の負担が比較的小さい上記の4つの業務を任せられました。この病院の看護師長は、比較的負担の軽い仕事でも、現場ではナースコールで呼ばれたり緊急の検査が入ったりすると、そちらに集中するので、どうしても洗い物などが二の次になってしまいますと。そこで、それに対してTさんに働いてもらえるのはとても貴重でありありがたいですと言っております。この病院ではシニアが労働力——シニアの労働力が欠かせない存在となっているそうです。

業界全体で人手の確保が難しい上、時短などの現役世代の働き方が多様化している中、シニア世代の職員、その隙間を埋めるように働く——働くことで、現場全体がうまく回っているというふうになっているそうです。

そのほかの事業所でも、弁当の製造販売会社では、持続可能な企業になるために高齢者は欠かせない存在。皆さんの働き方に合わせて作業を設計していく——していったら、徐々に生産性も上がっているそうです。つまり、会社に働く人が合わせるのではなく、会社が高齢者に合わせていくという視点が不可欠と。シニアが働きやすさを考えることは、年齢を問わず全ての社員の働きやすい環境にもつながると。ぜひ独自で民間企業にもこういった洗い出しをして、もっと新しい仕事を開拓していただきたいと思います。

最後に、常磐線沿線のお隣、柏市の取組を御紹介させていただきます。柏市は、2010年に東京大学高齢社会総合研究機構と独立行政法人都市再生機構と協定を結び、柏市社会福祉協議会とも連携しながら、地域活力と多様性のある高齢社会の実現を目指していく、そのようなベースもありました。その上で柏市では、この生きがい就労で、シニア活躍をサポートする生涯現役ワンストップ窓口が大変好評であります。2020年から2022年度までの3年間で協議会の窓口には1,020人が訪問し、159人が就労や有償ボランティアなどの働き口を見つけたそうです。こういった事業の基盤整備は大変重要であると思っております。こういった先進事例の取組、所見をお聞かせいただき——最後にお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） 答弁をさせていただきます。議員が御紹介いただきました柏市におきましては、御紹介いただいたように、東京大学高齢社会総合研究機構がコーディネーター役として、生きがい就労事業を平成21年度から取組を開始したと伺っております。また令和5年度からは、柏の生涯現役促進協議会——こちらは今申し上げた東京大学高齢社会総合研究機構、またほかにもシルバー人材センターですとか、社会福祉協議会、金融機関などと構成されているんですが、国の委託事業であります生涯現役地域づくり環境整備事業を開始されております。この生涯現役地域づくり環境整備事業につきましては、令和5年度開始団体といたしましては全国5団体で、柏市はそのうちの1つとなっております。この事業の内容が、これまでの生涯現役事業等と異なる点につきましては、主なものとして、民間等からの資金調達に取り組むことなどが異なる点となっております。このような先進的など申しますか、取組をされている団体の活動内容、また国の高年齢者層の就労支援の動向につきまして、市としましては注視をしてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） ぜひ大切な取組だと思っておりますので、引き続き調査研究のほうをよろしく願い申し上げまして、質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、落合信太郎君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 4時 35 分散会

速報版 ● 本校正